

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第二条関係）	69
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）（第三条関係）	87
○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）（第四条関係）	96
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第五条関係）	97
○ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）（第六条関係）	99
○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）（第七条関係）	125
○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）（第八条関係）	145
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）（第九条関係）	149
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）	153
○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）（附則第八条関係）	156
○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（附則第九条関係）	157
○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）	161
○ 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）（附則第十一条関係）	165
○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）（附則第十二条関係）	166
○ 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（抄）（附則第十三条関係）	167
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（附則第十四条関係）	169
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（附則第十五条第一号関係）	174
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十五条第二号関係）	175
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（附則第十六条関係）	176
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）（附則第十七条関係）	180

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 都市計画等の特例</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 都市再生事業等に係る認可等の特例（第四十二条―第四十四条の二）</p> <p>第六節の二 都市再生整備等協定（第四十四条の三―第四十五条）</p> <p>第七節 都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）</p> <p>第八節（略）</p> <p>第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置</p> <p>第一節 都市再生整備計画の作成等（第四十六条―第四十六条の九）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節 都市計画等の特例等</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 道路の占用の許可基準の特例等（第六十一条の二・第六十二条）</p> <p>第五款～第八款（略）</p> <p>第九款 景観計画の策定等の提案（第六十二条の十四・第六十二条の十五）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 都市計画等の特例</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 都市再生事業等に係る認可等の特例（第四十二条―第四十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第七節 都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）</p> <p>第八節（略）</p> <p>第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置</p> <p>第一節 都市再生整備計画の作成等（第四十六条―第四十六条の八）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節 都市計画等の特例等</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 道路の占用の許可基準の特例（第六十二条）</p> <p>第五款～第八款（略）</p> <p>第九款 景観計画の策定等の提案（第六十二条の十四）</p>

第十款 歴史的風致維持向上計画の作成等の提案及び認定の申請手続の特例（第六十二条の十六・第六十二条の十七）

第四節（略）

第四節の二 固有魅力維持向上協定（第七十二条の二）

第五節 都市再生整備歩行者経路協定（第七十三条）

第六節・第七節（略）

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節・第二節（略）

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第一款～第五款（略）

第六款 特定用途誘導地区（第九十八条の三）

第七款 特定業務施設等誘導地区（第九十八条の四）

第八款 防災施設管理協定（第九十八条の五）第九十八条の十）

第三節の二 立地適正化施設整備等協定（第九十八条の十一・第九十九条）

第三節の三 都市計画法の特例（第九十九条の二・第九十九条の三）

第四節～第六節（略）

第七章 市町村都市再生協議会（第九十七条―第九十七条の六）

第八章～第十章（略）

附則

（基本理念）

第一条の二 都市の再生は、都市が我が国の活力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること、及びその再生が地域社会の諸課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するために効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減、自然的

第十款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の十五）

第四節（略）

（新設）

第五節 都市再生整備歩行者経路協定（第七十三条）

第六節・第七節（略）

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節・第二節（略）

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第一款～第五款（略）

第六款 特定用途誘導地区（第九十九条）

（新設）

（新設）

（新設）

第三節の二 都市計画法の特例（第九十九条の二・第九十九条の三）

第四節～第六節（略）

第七章 市町村都市再生協議会（第九十七条）

第八章～第十章（略）

附則

（新設）

環境の有する多面的機能の發揮及び自立的で個性豊かな地域社会の形成に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

第十四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「都市再生基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六 第一百七十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項

(削る)

3 前項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準は、特定都市再生緊急整備地域として、国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域が指定されるものとなるよう定めなければならない。

4・5 (略)

(公共公益施設の整備及び管理)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都

第十四条 内閣総理大臣は、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「都市再生基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

(新設)

3 都市再生基本方針は、我が国の活力の源泉である都市が、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に的確に対応し、その魅力と国際競争力を高め、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準は、特定都市再生緊急整備地域として、国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域が指定されるものとなるよう定めなければならない。

5・6 (略)

(公共公益施設の整備)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都

市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備及びその適切な管理の促進に努めるものとする。

(整備計画)

第十九条の二 (略)

2～7 (略)

8 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国際会議場施設その他の都市の国際競争力の強化に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事項を記載することができる。

9～12 (略)

(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等(以下「建築物の利用者等」という。))の利便の増進に寄与する施設(以下「公共施設等」という。)、地域におけるまちづくりの推進を図る活動の拠点となる施設その他の当該活動の実施に必要な施設(以下「まちづくり推進活動拠点施設等」という。)(第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第八項に規定する事項に係るもの又は第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。)(その他公益的施設で政令

市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備の促進に努めるものとする。

(整備計画)

第十九条の二 (略)

2～7 (略)

8 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国際会議場施設その他の都市の国際競争力の強化に資するものとして国土交通省令で定める施設(第三十条において「国際競争力強化施設」という。))の整備に関する事項を記載することができる。

9～12 (略)

(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等(以下「建築物の利用者等」という。))の利便の増進に寄与する施設(以下「公共施設等」という。))その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。))について支援すること。

で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第三十条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定事業であるものに係る同項の規定の適用については、同号中「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十五条に規定する認定事業であるもの」と、「という。」とあるのは「という。」、同法第十九条の二第一項に規定する整備計画に記載された同条第八項に規定する事項に係る同項の国土交通省令で定める施設並びに同法第二十九条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等」とする。

第三十六条の五 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は同法による第二種市街地再開発事業については、それぞれ同法第九条の二第一項第一号の地区計画の区域内における第一種市街地再開発事業又は同法第百十八条の二十五第一項第一号の地区計画の区域内における第二種市街地再開発事業とみなして、同法の規定を適用する。

第四十四条の二 (略)

第六節の二 都市再生整備等協定

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第三十条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定事業(整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であるものについての同号の規定の適用については、同号中「という。」とあるのは、「という。」並びに都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画に記載された同条第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設」とする。

第三十六条の五 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は同法による第二種市街地再開発事業については、それぞれ同法第九条の二第一項の地区計画の区域内における第一種市街地再開発事業又は同法第百十八条の二十五第一項の地区計画の区域内における第二種市街地再開発事業とみなして、同法の規定を適用する。

第四十五条 (略)

(新設)

(都市再生整備等協定の締結等)

第四十四条の三 都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る次に掲げる都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理(当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む。)を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定(以下「都市再生整備等協定」という。)を締結することができる。

- 一 第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画
 - 二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する都市計画
 - 三 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画
 - 四 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画であつてその区域の全部に同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区を定めるものに関する都市計画
 - 五 市街地再開発事業に関する都市計画
 - 六 防災街区整備事業に関する都市計画
 - 七 土地区画整理事業に関する都市計画
 - 八 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画
 - 九 その他政令で定める都市計画
- 2 都市再生整備等協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(新設)

- 一 都市再生整備等協定の目的となる公共公益施設（以下この節において「協定施設」という。）
- 二 協定施設の整備に必要な都市計画（前項各号に掲げるものに限る。）に関する事項
- 三 協定施設の整備の実施時期
- 四 次に掲げる事項のうち必要なもの
 - イ 協定施設の整備に関する事項（当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。）
 - ロ 協定施設の管理に関する事項（当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。）
 - ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のため
の行為の制限に関する事項
 - ニ 都市再生整備等協定に違反した場合の措置
 - ホ 都市再生整備等協定の有効期間
 - ヘ その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項
- 三 前項第四号イに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路（以下この条、第四十四条の五、第四十六条第十項、第十四項第一号及び第十五項、第六十一条の二、第六十二条、第一百七条の二第四項並びに第一百七条の三において「道路」という。）であつて、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等（同法第三十三条第二項第四号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。第四十六条第十四項第一号において同じ。）の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（同法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項を記載することができる。
- 四 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項に規定する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会

- 「という。」に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 5 都道府県は、都市再生整備等協定に第三項に規定する事項（市町村が管理する道路に係るものを除く。）を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。
- 6 協定施設に都市公園が含まれる場合には、第二項第四号イ又はロに掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）であつて政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項
- 二 飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であつて、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置又は管理に関する事項
- 7 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 8 第二項第四号ロに掲げる事項には、協定施設の管理に必要なまちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項を記載することができる。
- 9 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生整備等協定の写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。
- 10 第二項から前項までの規定は、都市再生整備等協定において定

めた事項を変更しようとする場合について準用する。

(都市再生整備等協定に従った都市計画の案の作成等)

第四十四条の四 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた前条第二項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該都市再生整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、都道府県都市計画審議会(市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあつては、当該市町村都市計画審議会。次項において同じ。)に付議しなければならぬ。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合にあつては、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該都市再生整備等協定の写しを提出しなければならない。

(歩行者利便増進道路の指定の特例)

第四十四条の五 第四十四条の第三項に規定する事項が記載された都市再生整備等協定に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路(同項の歩行者利便増進道路をいう。以下同じ。)として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項(同法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定に係る部分に限る。第六十二条第一項において同じ。)の規定は、適用しない。

(都市公園の占用の許可の特例等)

第四十五条 第四十四条の三第六項第一号に掲げる事項が記載され

(新設)

(新設)

(新設)

た都市再生整備等協定が同条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が同号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 第四十四条の三第六項第二号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

（都市再生歩行者経路協定の締結等）

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号

（都市再生歩行者経路協定の締結等）

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土

に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。次章第四節、第六章第三節第一款及び第七章を除き、以下同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

- 一 当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権等の目的となつてゐる土地
- 二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権等の目的となつてゐる土地
- 三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

2
4
(略)

地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地（の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2
4
(略)

(協定区域からの除外)

第四十五条の六 協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部若しくは一部について借地権等が消滅した場合又は協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。)の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該協定区域から除外されるものとする。

2 協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十条の二(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日が終了した時において当該協定区域から除外されるものとする。

3・4 (略)

(都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあつた後都市再生歩行者

(協定区域からの除外)

第四十五条の六 協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該協定区域から除外されるものとする。

2 協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日が終了した時において当該協定区域から除外されるものとする。

3・4 (略)

(都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあつた後都市再生歩行者

者経路協定に加わる手続等)

第四十五条の八 (略)

2 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第二項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面での意思を表示することによって、都市再生歩行者経路協定に加わることができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

3 5 (略)

第四十五条の十三 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避経路の整備又は管理に関する協定(以下この条において「退避経路協定」という。)を締結することができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合、当該借地権等の目的となっている土地

二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となっている土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権等の目的となっている土地

者経路協定に加わる手続等)

第四十五条の八 (略)

2 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第二項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面での意思を表示することによって、都市再生歩行者経路協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 5 (略)

第四十五条の十三 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避経路の整備又は管理に関する協定(以下この条において「退避経路協定」という。)を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。以下この節において同じ。)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

三 都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

2・3 (略)

第四十五条の十四 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避施設の整備又は管理に関する協定（以下「退避施設協定」という。）を締結することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2・4 (略)

(管理協定の内容)

第四十五条の十六 (略)

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 協定施設（協定倉庫又はその属する施設をいう。以下この款において同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

二 (略)

第四十五条の二十一 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定（以下この条において「非常用電気等供給施設協定」という。）を締結することができる。この場合においては、第四十五条の十三第一項ただし書の規定を準用する。

2・3 (略)

第四十五条の十四 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避施設の整備又は管理に関する協定（以下「退避施設協定」という。）を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

2・4 (略)

(管理協定の内容)

第四十五条の十六 (略)

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 協定施設（協定倉庫又はその属する施設をいう。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

二 (略)

第四十五条の二十一 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定（以下この条において「非常用電気等供給施設協定」という。）を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてい

2
5
4 (略)

(都市再生整備計画)

第四十六条 市町村は、単独で又は共同して、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針(当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項、第一百七条の二第一項及び第九十九条第一号イにおいて同じ。)に基づき、当該公共施設等の整備等に関する計画(以下「都市再生整備計画」という。)を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、第一号から第七号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第八号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 五 (略)

六 第一号の区域のうち、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、居住者、滞在者その他の者が愛着と誇りをもつことのできる良好な市街地の形成に資する建築物の改修その他の地域の自然、歴史、文化その他の特性による地域固有の魅力(以下この条において単に「地域固有の魅力」という。)の維持及び向上のために必要な公共施設等の整備又は管理を行う必要があると認められる区域(以下「固有魅力維持向上区域」という。)を定める場合にあつては、その区域及び地域固有の魅力に関する事項

七・八 (略)

3 次の各号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 (略)

る土地の所有者の合意を要しない。
2
5
4 (略)

(都市再生整備計画)

第四十六条 市町村は、単独で又は共同して、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針(当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第九十九条第一号イにおいて同じ。)に基づき、当該公共施設等の整備等に関する計画(以下「都市再生整備計画」という。)を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第七号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 五 (略)

(新設)

六・七 (略)

3 次の各号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 (略)

二 前項第五号に掲げる事項を記載する場合における同項第二号から第四号までに掲げる事項 滞在快適性等向上区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）又は当該滞在快適性等向上区域内の建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第二十九項及び第七十四条第一項において同じ。）（第三十二項第一号において「土地所有者等」という。）が実施する事業等であつて、次に掲げるもの（以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。）並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（以下この条において「市町村実施事業」という。）の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等（広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設等であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は管理に関する事業（当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。）のうち国土交通省令で定めるもの

ロ (略)

4～6 (略)

7 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは都道府県

二 前項第五号に掲げる事項を記載する場合における同項第二号から第四号までに掲げる事項 滞在快適性等向上区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）又は当該滞在快適性等向上区域内の建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第二十五項及び第七十四条第一項において同じ。）（第二十八項第一号において「土地所有者等」という。）が実施する事業等であつて、次に掲げるもの（以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。）並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（以下この条において「市町村実施事業」という。）の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等（広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は管理に関する事業（当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。）のうち国土交通省令で定めるもの

ロ (略)

4～6 (略)

7 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう

道（同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。）の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物（同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。）の新設若しくは改築（いずれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。第五十八条第一項において「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道新設等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

8・9（略）

10 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設等のうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者及び公安委員会に協議し、その同意

。以下同じ。）若しくは都道府県道（同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。）の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物（同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。）の新設若しくは改築（いずれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。第五十八条第一項において「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道新設等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

8・9（略）

10 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設等のうち、都市の再生に貢献し、道路（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八条第一項に

を得なければならない。

12・13 (略)

14 滞在快適性等向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項 次イ又はロに掲げる事項

イ 滞在快適性等向上区域内に存する道路であつて、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項

ロ 滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）又はイに掲げる事項として道路の整備に関する事項を記載する場合における当該道路（第十六項において「歩行者利便増進道路等」という。）の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項

二 (略)

三 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 次イ又はロに掲げる事項

イ 飲食店、休憩所その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるものの設置又は管理に

規定する道路管理者をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に協議し、その同意を得なければならない。

12・13 (略)

14 滞在快適性等向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。
(新設)

一 (略)

二 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 次イ又はロに掲げる事項

イ 飲食店、休憩所その他の国土交通省令で定める公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）であつて、滞在快適性等向上区域内の

関する事項

ロ 飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設（第十八項において「飲食店等」という。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における当該都市公園の利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する一体型事業実施主体等（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）に第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者がその設置又は管理を行わせることが、当該都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図り、かつ、当該滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「滞在快適性等向上公園施設」という。）の設置又は管理に関する事項（次に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）

(1) (4) (略)

四 第二項第三号に掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項
イ 滞在快適性等向上区域における路外駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の配置及び規模の基準

ロ (略)

ハ 滞在快適性等向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第六十二条の十二第一項において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模
五 第二項第三号に掲げる事項 一体型事業実施主体等が行う滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、一体型事業実施主体等に対し普通財産（地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をい

都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるものの設置又は管理に関する事項

ロ 飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設（第十六項において「飲食店等」という。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における当該都市公園の利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する一体型事業実施主体等（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）に第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者がその設置又は管理を行わせることが、当該都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図り、かつ、当該滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「滞在快適性等向上公園施設」という。）の設置又は管理に関する事項（次に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）

(1) (4) (略)

三 第二項第三号に掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項
イ 滞在快適性等向上区域における路外駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の配置及び規模の基準（第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）

ロ (略)

ハ 滞在快適性等向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第六十二条の十二において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模
四 第二項第三号に掲げる事項 一体型事業実施主体等が行う滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、一体型事業実施主体等に対し普通財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条

、市町村の所有に属するものに限る。以下同じ。)を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により一体型事業実施主体等に普通財産を使用させることに関する事項

15) 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号イに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者及び公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

16) 市町村は、都市再生整備計画に第十四項第一号ロに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該歩行者利便増進道路等の道路管理者に協議し、その同意を得るとともに、当該歩行者利便増進道路等の区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

17) 市町村は、都市再生整備計画に第十四項第三号ロに掲げる事項を記載するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を都市再生整備計画に記載する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

18) 前項の規定による公告があったときは、縦覧に供された事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所と同一の場所に飲食店等を設け、又は管理しようとする者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該事項の案について、市町村に意見書を提出することができる。この場合においては、当該飲食店等の設置又は管理を自らが行うこととした場合における第十四項第三号ロに掲げる事項と同様の事項の案を記載した書類を添付しなければならない。

19) 市町村は、次に掲げる場合には、都市再生整備計画に記載する事項又はその案について、あらかじめ、当該事項又はその案に係る公園管理者(第三号に掲げる場合にあつては、公園管理者及び一体型事業実施主体等)に協議し、その同意を得なければならない。

一 都市再生整備計画に第十四項第二号に定める事項を記載する

第四項に規定する普通財産をいい、市町村の所有に属するものに限る。以下同じ。)を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により一体型事業実施主体等に普通財産を使用させることに関する事項

(新設)

(新設)

15) 市町村は、都市再生整備計画に前項第二号ロに掲げる事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を都市再生整備計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

16) 前項の規定による公告があったときは、縦覧に供された事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所と同一の場所に飲食店等を設け、又は管理しようとする者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該事項の案について、市町村に意見書を提出することができる。この場合においては、当該飲食店等の設置又は管理を自らが行うこととした場合における第十四項第二号ロに掲げる事項と同様の事項の案を記載した書類を添付しなければならない。

17) 市町村は、次に掲げる場合には、都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について、あらかじめ、当該事項又はその案に係る公園管理者(第三号に掲げる場合にあつては、公園管理者及び一体型事業実施主体等)に協議し、その同意を得なければならない。

一 都市再生整備計画に第十四項第一号に定める事項を記載しよ

とき。

二 都市再生整備計画に第十四項第三号イに掲げる事項を記載するとき。

三 第十七項の規定により第十四項第三号ロに掲げる事項の案を縦覧に供するとき。

四 前項の規定により意見書及びその添付書類（以下この条において「意見書等」という。）の提出を受けた場合において都市再生整備計画に第十七項の規定により縦覧に供された事項の案のとおり事項を記載するとき。

21|20|

公園管理者は、第十九項の協議（同項第三号に係るものに限る。）を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、同項の同意をしてはならない。

一 第十七項の規定により縦覧に供しようとする事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所が、一体型事業実施主体等に滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所であること。

二 第十七項の規定により縦覧に供しようとする事項の案が、当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められないこと。

22| 市町村は、第十九項の協議（同項第四号に係るものに限る。次項において同じ。）をしようとするときは、第十八項の規定により提出された意見書等の写しを、公園管理者に提出しなければならない。

23| 公園管理者は、第十九項の協議を受けた場合において、第十七項の規定により縦覧に供された事項の案及び第十八項の規定により提出された意見書等の内容を審査し、当該事項の案が当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせるこ

うとするとき。

二 都市再生整備計画に第十四項第二号イに掲げる事項を記載しようとするとき。

三 第十五項の規定により第十四項第二号ロに掲げる事項の案を縦覧に供しようとするとき。

四 前項の規定により意見書及びその添付書類（以下この条において「意見書等」という。）の提出を受けた場合において都市再生整備計画に第十五項の規定により縦覧に供された事項の案のとおり事項を記載しようとするとき。

19|18|

公園管理者は、第十七項の協議（同項第三号に係るものに限る。）を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、同項の同意をしてはならない。

一 第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所が、一体型事業実施主体等に滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所であること。

二 第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案が、当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められないこと。

20| 市町村は、第十七項の協議（同項第四号に係るものに限る。次項において同じ。）をしようとするときは、第十六項の規定により提出された意見書等の写しを、公園管理者に提出しなければならない。

21| 公園管理者は、第十七項の協議を受けた場合において、第十五項の規定により縦覧に供された事項の案及び第十六項の規定により提出された意見書等の内容を審査し、当該事項の案が当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせるこ

24 となる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められないときは、第十九項の同意をしてはならない。

固有魅力維持向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 固有魅力形成建築物（固有魅力維持向上区域内の建築物であつて、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。）のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物（以下「特定固有魅力形成建築物」という。）の改修及び活用に関する事項

二 第二項第三号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項
イ 固有魅力維持向上区域における路外駐車場の配置及び規模の基準

ロ 固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第六十二条の十二第二項において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模

三 第二項第三号に掲げる事項 第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、都市再生推進法人に対し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項

四 第二項第四号に掲げる事項 固有魅力維持向上区域のうち、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地（以下「固有魅力形成建築物等」という。）の整備及び管理の状況その他の状況からみて、当該固有魅力維持向上区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地

）となる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められないときは、第十七項の同意をしてはならない。
（新設）

区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）第三十二項第二号において「土地所有者等」という。）による固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理（当該固有魅力形成建築物等を活用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。）が必要となると認められる区域並びに当該固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項

25] 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定固有魅力形成建築物の所有者に協議し、その同意を得なければならぬ。

26] 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議しなければならぬ。

一 第二項第三号に掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交通法第四条第一項の規定により公安委員会の交通規制が行われることとなる事務若しくは事業に関するもの又は第十四項第四号イからハまで若しくは第二十四項第二号イ若しくはロに掲げる事項 公安委員会

二 第十四項第四号ロ若しくはハ又は第二十四項第二号ロに掲げる事項 都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）

27] 第二項第二号イ若しくはハに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、歴史的風致維持向上施設（地域にお

（新設）

22] 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議しなければならぬ。

一 第二項第三号に掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交通法第四条第一項の規定により公安委員会の交通規制が行われることとなる事務若しくは事業に関するもの又は第十四項第三号イからハまでに掲げる事項 公安委員会

二 第十四項第三号ロ又はハに掲げる事項 都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）

23] 第二項第二号イ若しくはハに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、歴史的風致維持向上施設（地域にお

る歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三条に規定する歴史的風致維持向上施設をいう。第六十二条の十七第一項において同じ。）の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

28 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域（都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。）のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。））による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの並びに当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

29 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつ

る歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三条に規定する歴史的風致維持向上施設をいう。第六十二条の十五第一項において同じ。）の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

24 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域（都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。）のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの並びに当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

25 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生

ては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）若しくは当該区域内の建築物の所有者又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。）が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

30| 31| (略)

32| 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載したときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 (略)

二 固有魅力維持向上区域 当該固有魅力維持向上区域内の土地に係る土地所有者等に対し、当該固有魅力維持向上区域を周知させること。

33| 三 (略)

(特定固有魅力形成建築物の増築等の届出等)

第四十六条の九 都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、当該固有魅力維持向上区域に係る特定固有魅力形成建築物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定

推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。）が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

26| 27| (略)

28| 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載したときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 (略)

(新設)

29| 二 (略)

(新設)

- 日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2| 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。
- 3| 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 4| 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者の申出があつた場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該特定固有魅力形成建築物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5| 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その

旨を市町村長に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二第一項の規定にかかわらず、第四十六条第三十二項後段(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定による同条第三十二項第三号の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2 4 (略)

第四款 道路の占用の許可基準の特例等

(道路の占用の許可基準の特例)

第六十一条の二 (略)

2 4 (略)

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二第一項の規定にかかわらず、第四十六条第二十八項後段(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による同条第二十八項第二号の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2 4 (略)

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六十二条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(歩行者利便増進道路の指定の特例等)

第六十二条 第四十六条第十四項第一号に掲げる事項が記載された都市再生整備計画に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項の規定は、適用しない。

2 第四十六条第十四項第一号に掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第三十二項前段(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたとき(当該事項が同号に掲げる事項としてその整備に関する事項が記載された道路の区域に係るものである場合にあつては、前項の規定により道路管理者が当該道路を歩行者利便増進道路として指定したとき)は、道路管理者は、遅滞なく、道路法第三十三条第二項第四号の規定により当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域(同号に規定する利便増進誘導区域をいう。以下同じ。)として指定するものとする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

(都市公園の占用の許可の特例等)

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項又は同条第十四項第二号に定める事項が記載された都市再生整備計画が同条第三十二項前段(同条第三十三項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十二項又は第十四項第二号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適

(新設)

(都市公園の占用の許可の特例等)

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項又は同条第十四項第一号に定める事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十二項又は第十四項第一号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許

合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 第四十六条第十四項第三号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第三十二項前段の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があった場合には、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(公園施設設置管理協定)

第六十二条の三 第四十六条第十四項第三号ロに掲げる事項に係る都市公園の公園管理者は、都市再生整備計画に基づき、一体型事業実施主体等と滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する協定(以下「公園施設設置管理協定」という。)を締結するものとする。

2 5 (略)

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等)

第六十二条の五 公園施設設置管理協定を締結した一体型事業実施主体等(以下「協定一体型事業実施主体等」という。)は、当該公園施設設置管理協定(変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等(第百十九条第八号において「滞在快適性等向上公園施設の設置等」という。)をしなければならない。

2 4 (略)

(公園施設設置管理協定に係る滞在快適性等向上公園施設の設置基準等の特例)

第六十二条の七 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上

可を与えるものとする。

2 第四十六条第十四項第二号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があった場合には、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(公園施設設置管理協定)

第六十二条の三 第四十六条第十四項第二号ロに掲げる事項に係る都市公園の公園管理者は、都市再生整備計画に基づき、一体型事業実施主体等と滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する協定(以下「公園施設設置管理協定」という。)を締結するものとする。

2 5 (略)

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等)

第六十二条の五 公園施設設置管理協定を締結した一体型事業実施主体等(以下「協定一体型事業実施主体等」という。)は、当該公園施設設置管理協定(変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等(第百十九条第七号において「滞在快適性等向上公園施設の設置等」という。)をしなければならない。

2 4 (略)

(公園施設設置管理協定に係る滞在快適性等向上公園施設の設置基準等の特例)

第六十二条の七 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上

公園施設を設ける場合における都市公園法第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき同法第四十六条第十四項第三号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設を設ける場合」とする。

2 公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき公園利便増進施設等のための都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十四項第三号ロ(2)の政令で定める施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えなければならない。

（特定路外駐車場の設置の届出等）

第六十二条の九 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十四項第四号イの基準（第三項において「路外駐車場配置等基準」という。）に係る滞在快適性等向上区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が当該滞在快適性等向上区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下この項において「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

2
2
4

5 前各項の規定は、固有魅力維持向上区域内について準用する。

この場合において、第一項中「第四十六条第十四項第四号イ」とあるのは、「第四十六条第二十四項第二号イ」と読み替えるものとする。

公園施設を設ける場合における都市公園法第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設を設ける場合」とする。

2 公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき公園利便増進施設等のための都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十四項第二号ロ(2)の政令で定める施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えなければならない。

（特定路外駐車場の設置の届出等）

第六十二条の九 都市再生整備計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る滞在快適性等向上区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が当該滞在快適性等向上区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下この項において「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

2
2
4

（新設）

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第六十二条の十二 都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)について集約駐車施設の位置及び規模又は駐車場出入口制限道路に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の滞在快適性等向上区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域をいう。以下同じ。)」の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同条第十四項第四号)に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。)」内に駐車施設を設けなければならぬ旨若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならぬ旨又は当該条例の規定により設けなければならないこととされた駐車施設であつて条例で定める規模以上のものの自動車の出入口(同号口に規定する自動車の出入口をいう。以下同じ。))は、駐車場出入口制限道路(同号口に規定する駐車場出入口制限道路をいう。以下同じ。))に接して設けることを制限する旨(当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。))を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の滞在快適性等向上区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第六十二条の十二 都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)について集約駐車施設の位置及び規模又は駐車場出入口制限道路に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の滞在快適性等向上区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域をいう。以下同じ。)」の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同条第十四項第三号)に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。)」内に駐車施設を設けなければならぬ旨若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならぬ旨又は当該条例の規定により設けなければならないこととされた駐車施設であつて条例で定める規模以上のものの自動車の出入口(同号口に規定する自動車の出入口をいう。以下同じ。))は、駐車場出入口制限道路(同号口に規定する駐車場出入口制限道路をいう。以下同じ。))に接して設けることを制限する旨(当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。))を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の滞在快適性等向上区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内

に駐車施設を設けなければならない旨若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は当該条例の規定により設けなければならないこととされた駐車施設であつて条例で定める規模以上のものの自動車の出入口は、駐車場出入口制限道路に接して設けることを制限する旨（当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。）を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の滞在快適性等向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内の」とする。

2| 都市再生整備計画に固有魅力維持向上区域（駐車場法第二十条

第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）について集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の第二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の固有魅力維持向上区域（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域をいう。以下同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の第二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同条第二十四項第二号に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の固有魅力維持向上区域の区域内」と、同項及び同法第二十条

に駐車施設を設けなければならない旨若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は当該条例の規定により設けなければならないこととされた駐車施設であつて条例で定める規模以上のものの自動車の出入口は、駐車場出入口制限道路に接して設けることを制限する旨（当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。）を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の滞在快適性等向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内の」とする。

（新設）

の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならぬ旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の固有魅力維持向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内の」とする。

第六十二条の十三 一体型事業実施主体等は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十四項第五号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合において、当該一体型事業実施主体等は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

2| 第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第三号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(滞在快適性等向上区域内における景観計画の策定等の提案)

第六十二条の十四 (略)

(固有魅力維持向上区域内における景観計画の策定等の提案)

第六十二条の十五 都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められたときは、第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、景観法第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、当該固有魅力維持向上区域における良好な景観の形

第六十二条の十三 一体型事業実施主体等は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十四項第四号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合において、一体型事業実施主体等は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

(新設)

第六十二条の十四 (略)

(新設)

成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができ、この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 景観法第十一条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第十款 歴史的風致維持向上計画の作成等の提案及び認定の申請手続の特例

(固有魅力維持向上区域内における歴史的風致維持向上計画の作成等の提案)

第六十二条の十六 都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められた場合において、当該固有魅力維持向上区域が地域歴史的風致法第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するとき（同号イ、ロ又はホに規定する土地にあつては、同号イ、ロ又はホに規定する建造物が当該固有魅力維持向上区域内に存する場合に限る。）は、第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画（地域歴史的風致法第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2 地域歴史的風致法第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項

(新設)

第十款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例

の規定による提案について準用する。この場合において、同条第二項中「当該計画提案」とあるのは、「第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替へるものとする。

(歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例)

第六十二条の十七 国土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第二十七項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて歴史的風致維持向上計画(地域歴史的風致法第五条第二項第三号に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項(第四十六条第二十七項に規定する事項に係る歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項をいう。第三項において同じ。))が記載されたものに限る。)の認定の申請があつた場合においては、遅滞なく、当該歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

2・3 (略)

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部(公共施設等、まちづくり推進活動拠点施設等(第一百七十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るもの

第六十二条の十五 国土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第二十三項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて地域歴史的風致法第五条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画(同条第二項第三号に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項(第四十六条第二十三項に規定する事項に係る歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項をいう。第三項において同じ。))が記載されたものに限る。)の認定の申請があつた場合においては、遅滞なく、当該歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

2・3 (略)

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部(公共施設等その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備、緑地等管理効率化設備並び

限る。)その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備、緑地等管理効率化設備並びに再生可能エネルギー発電設備等で政令で定めるもの(緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等)にあつては、認定整備事業計画に第六十三条第三項第一号又は第三号に掲げる事項として記載されているものに限る。)の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)

イ、ホ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第七十一条の二 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定整備事業であるものに係る同項の規定の適用については、同号中「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十七条に規定する認定整備事業であるもの」と、「同じ。」とあるのは「とある。」並びに同法第七十一条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等並びに緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等」とする。

(市町村協議会における認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議)

第七十二条 (略)

2 前項の協議を行うことを求められた市町村協議会に関する第一百七十二条第七項の規定の適用については、同項中「管理者」とあるのは、「管理者、第七十二条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定整備事業者」とする。

3 (略)

に再生可能エネルギー発電設備等で政令で定めるもの(緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等)にあつては、認定整備事業計画に第六十三条第三項第一号又は第三号に掲げる事項として記載されているものに限る。)の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)

イ、ホ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第七十一条の二 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定整備事業であるものに係る同項の規定の適用については、同号中「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十七条に規定する認定整備事業であるもの」と、「同じ。」とあるのは「とある。」並びに同法第七十一条第一項第一号に規定する緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等」とする。

(市町村協議会における認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議)

第七十二条 (略)

2 前項の協議を行うことを求められた市町村協議会に関する第一百七十二条第五項の規定の適用については、同項中「管理者」とあるのは、「管理者、第七十二条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定整備事業者」とする。

3 (略)

第四節の二 固有魅力維持向上協定

第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十

四項第四号に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）は、その全員の合意により、固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する協定（以下この条において「固有魅力維持向上協定」という。）を締結することができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

2| 固有魅力維持向上協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 固有魅力維持向上協定の目的となる土地の区域及び固有魅力形成建築物等の位置

二| 前号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理の方法
三| 第一号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

四| 固有魅力維持向上協定を変更し、又は廃止する場合の手續

五| 固有魅力維持向上協定の有効期間

六| 固有魅力維持向上協定に違反した場合の措置

七| その他必要な事項

3| 前章第七節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、固有魅力維持向上協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第七十二条の二第二

（新設）

（新設）

項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の第二第三項中「協定区域に」とあるのは「協定区域（第七十二条の第二第二項第一号に規定する土地の区域をいう。以下この節において同じ。）に」と、「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成建築物等（第四十六条第二十四項第四号に規定する固有魅力形成建築物等をいう。以下この節において同じ。）の一体的な整備又は管理（同号に規定する固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理をいう。以下この節において同じ。）と」、「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第七十二条の第二第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の第二項各号」とあるのは「第七十二条の第二項各号」と、同項第四号中「当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の第二第一項」とあるのは「第七十二条の第二第一項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理」と読み替えるものとする。

第七十三条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十八項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間

第七十三条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に

又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。）を締結することができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

2 前章第七節（第四十五条の二第一項を除く。）の規定は、都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路（第七十三条第一項の経路をいう。以下同じ。）の」と、同項第二号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、同条第三項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二十八項の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路の」と、第四十五条の二第三項中「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第七十三条第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二十八項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十三条第一項」と読み替えるものとする。

（都市利便増進協定）

第七十四条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十九項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地とし

関する協定（次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2 前章第七節（第四十五条の二第一項を除く。）の規定は、都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路（第七十三条第一項の経路をいう。以下同じ。）の」と、同項第二号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、同条第三項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二十四項の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路の」と、第四十五条の二第三項中「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第七十三条第一項本文に規定する者をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二十四項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十三条第一項」と読み替えるものとする。

（都市利便増進協定）

第七十四条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十五項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地とし

て指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下この節において「土地所有者等」という。）又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 (略)

（都市利便増進協定の認定基準）

第七十五条 市町村長は、前条第一項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 (略)

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第二十九項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三・四 (略)

（都市利便増進協定の認定の特例）

第八十条の二 都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、土地所有者等又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人でない場合であっても、当該一体型滞在快適性等向上事業の実施のため都市利便増進施設の

て指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下この節において「土地所有者等」という。）又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 (略)

（都市利便増進協定の認定基準）

第七十五条 市町村長は、前条第一項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 (略)

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第二十九項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三・四 (略)

（都市利便増進協定の認定の特例）

第八十条の二 都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、土地所有者等又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人でない場合であっても、当該一体型滞在快適性等向上事業の実施のため都市利便増進施設の

一体的な整備又は管理を行う必要があるときは、都市利便増進協定を締結し、市町村長の認定を申請することができる。この場合における第七十五条から第七十八条まで及び前条の規定の適用については、第七十五条第一号、第七十八条第一項及び前条中「土地所有者等」とあり、並びに第七十六条第一項中「土地所有者等」又は第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人」とあるのは「都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体」と、第七十五条第二号中「第四十六条第二十九項の規定により都市再生整備計画に記載された事項」とあるのは「都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の内容」と、第七十七条第一号中「第七十五条各号」とあるのは「第八十条の二の規定により読み替えて適用する第七十五条各号」と、第七十八条第二項中「第七十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項（同法第八十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（低未利用土地利用促進協定の締結等）

第八十条の三 市町村又は都市再生推進法人等（第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十条の七第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人（第八十条の八第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備推進法人」という。）をいう。以下この節において同じ。）は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第三十項に規定する事項に係る居住者等利用施設（緑地保全・緑化推進法人にあっては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備推進法人にあっては景観計画区域（景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。第一百一十一条第一項において同じ

一体的な整備又は管理を行う必要があるときは、都市利便増進協定を締結し、市町村長の認定を申請することができる。この場合における第七十五条から第七十八条まで及び前条の規定の適用については、第七十五条第一号、第七十八条第一項及び前条中「土地所有者等」とあり、並びに第七十六条第一項中「土地所有者等」又は第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人」とあるのは「都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体」と、第七十五条第二号中「第四十六条第二十五項の規定により都市再生整備計画に記載された事項」とあるのは「都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の内容」と、第七十七条第一号中「第七十五条各号」とあるのは「第八十条の二の規定により読み替えて適用する第七十五条各号」と、第七十八条第二項中「第七十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項（同法第八十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（低未利用土地利用促進協定の締結等）

第八十条の三 市町村又は都市再生推進法人等（第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十条の七第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（第八十条の八第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。）をいう。以下この節において同じ。）は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十六項に規定する事項に係る居住者等利用施設（緑地保全・緑化推進法人にあっては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあっては景観計画区域（景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。第一百一十一条第一項において同じ。）内にお

。内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。）の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「低未利用土地利用促進協定」という。）を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

一～四（略）

2（略）

3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 都市再生整備計画に記載された第四十六条第三十項に規定する事項に適合すること。

二・三（略）

4（略）

（景観整備推進法人の業務の特例）

第八十条の八 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

2（略）

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この条において単に「都市計画区域」という。）内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で

いて整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。）の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「低未利用土地利用促進協定」という。）を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

一～四（略）

2（略）

3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十六項に規定する事項に適合すること。

二・三（略）

4（略）

（景観整備機構の業務の特例）

第八十条の八 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

2（略）

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。

あつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。
（）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一（四）（略）

五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設（次号に掲げる事項として第六項に規定する事項を記載する場合にあつては、誘導施設及び同項に規定する特定業務施設等。第十四項において同じ。）の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

六・七（略）

3（略）

4 市町村は、前項の規定により立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5（略）

6 第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であつて、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。）及び必要な土地の確保その他の当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を記載することができる。

7 | 6・8（略）

9 | 市町村は、立地適正化計画に第七項第三号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐

以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一（四）（略）

五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

六・七（略）

3（略）

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5（略）

（新設）

6 | 6・7（略）

8 | 市町村は、立地適正化計画に第六項第三号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐

車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。)に協議しなければならない。

10| (略)

11| 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの(以下「立地誘導促進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、これらの区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))による立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

12| 13| (略)

14| 第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域内の区域における防災指針に即した誘導施設を有する建築物の整備に関する事業の施行に関連して必要となる防災施設(大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るために必要な退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他の施設をいう。以下同じ。)の整備に関する事業に関する事項又

車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。)に協議しなければならない。

9| (略)

10| 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの(以下「立地誘導促進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、これらの区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))による立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

11| 12| (略)

(新設)

は防災施設の適切な管理のために必要な事項を記載することができる。

15| 前項に規定する事項には、市町村が実施する事業又は管理に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係るものを記載することができる。

16| 市町村は、前項の規定により立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

17| 22| (略)

23| 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域その他政令で定める区域については定めのないものとする。

24| (略)

25| 市町村は、立地適正化計画の作成に当たっては、第二項第二号及び第三号の施策並びに同項第四号及び第十項の事業等において市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする。

26| 市町村は、立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条及び第九十九条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

(新設)

(新設)

13| 18| (略)

19| 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）その他政令で定める区域については定めのないものとする。

20| (略)

21| 市町村は、立地適正化計画の作成に当たっては、第二項第二号及び第三号の施策並びに同項第四号及び第九項の事業等において市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする。

22| 市町村は、立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

27 市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

28 都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、前項の意見を述べるものとする。

29 都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力その他の援助を行うものとする。

30 都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

31 (略)

32 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更(第二十六項及び第二十七項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(都市計画法の特例)

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第三十一項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

(都市再生整備計画に係る交付金の特例)

第八十三条 市町村は、国土交通省令で定めるところにより、第八十一条第二項第四号に掲げる事項又は同条第十項に規定する事項(第四十六条第一項の土地の区域における同条第二項第二号又は第三号に掲げる事業等であつて当該市町村又は特定非営利活動法

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

23 (略)

24 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更(第二十二項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(都市計画法の特例)

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第二十三項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

(都市再生整備計画に係る交付金の特例)

第八十三条 市町村は、国土交通省令で定めるところにより、第八十一条第二項第四号に掲げる事項又は同条第九項に規定する事項(第四十六条第一項の土地の区域における同条第二項第二号又は第三号に掲げる事業等であつて当該市町村又は特定非営利活動法

人等が実施するものに係るものに限る。)を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することができる。

2 (略)

第八十七条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が第八十一条第三十一項(同条第三十二項において準用する場合を含む。)の規定により同条第十二項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第二章から第四章まで、第七章及び第八章の規定に基づく事務(以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。)を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

2・3 (略)

4 第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第四条、第八条、第九条、第十三条、第十五条第一項、第十八条第四項及び第十九条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第十五条第一項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)

(防災住宅建設区)

第八十七条の三 立地適正化計画に記載された土地区画整理事業(第八十一条第十三項の規定により記載されたものに限る。)の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地

人等が実施するものに係るものに限る。)を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することができる。

2 (略)

第八十七条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が第八十一条第二十三項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定により同条第十一項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第二章から第四章まで、第七章及び第八章の規定に基づく事務(以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。)を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

2・3 (略)

4 第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第四条、第八条、第九条、第十三条、第十五条第一項、第十八条第四項及び第十九条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第十五条第一項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)

(防災住宅建設区)

第八十七条の三 立地適正化計画に記載された土地区画整理事業(第八十一条第十二項の規定により記載されたものに限る。)の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地

区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地（居住誘導区域内にあるものに限る。）の区域において特に住宅の建設を促進する必要があると認められる土地の区域（以下「防災住宅建設区」という。）を定めることができる。

2 (略)

第九十四条の二 立地適正化計画に記載された居住誘導区域のうち、当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域（同号に掲げる工業専用地域を除く。以下同じ。）が定められている区域に限る。）については、都市計画に、居住環境向上用途誘導地区を定めることができる。

2 (略)

（民間誘導施設等整備事業計画の認定）

第九十五条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（当該都市機能誘導区域に係る誘導施設若しくは当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設又は当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する建築物の整備に関するものに限る。）であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「誘導事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「誘導施設等整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該誘導施設等整備事業に関する計画（以下「民間誘導施設等整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地（居住誘導区域内にあるものに限る。）の区域において特に住宅の建設を促進する必要があると認められる土地の区域（以下「防災住宅建設区」という。）を定めることができる。

2 (略)

第九十四条の二 立地適正化計画に記載された居住誘導区域のうち、当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域（同号に掲げる工業専用地域を除く。第九十九条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）については、都市計画に、居住環境向上用途誘導地区を定めることができる。

2 (略)

（民間誘導施設等整備事業計画の認定）

第九十五条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「誘導事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「誘導施設等整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該誘導施設等整備事業に関する計画（以下「民間誘導施設等整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

3 民間誘導施設等整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 誘導施設又は特定業務施設等の概要
- 三 八 (略)

(民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務)

第百三条 民間都市機構は、第二十九条第一項、第七十一条第一項及び第七十八条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による誘導施設等整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定誘導事業者の認定誘導事業の施行に要する費用の一部(公共施設等、まちづくり推進活動拠点施設等(第百七十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。))その他公益的施設で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ ホ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第百四条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定誘導事業であるものに係る同項の規定の適用については、同号中「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十条に規定する認定誘導事業であるもの」と、「という。」とあるのは「という。」、同法第百三条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等並びに同号の政令で定める公益的施設」とする。

3 民間誘導施設等整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 誘導施設の概要
- 三 八 (略)

(民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務)

第百三条 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による誘導施設等整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定誘導事業者の認定誘導事業の施行に要する費用の一部(公共施設等その他公益的施設で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ ホ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第百四条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定誘導事業(誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であるものについての同号の規定の適用については、同号中「という。」とあるのは「という。」並びに都市再生特別措置法第百三条第一項第一号の政令で定める公益的施設」とする。

(駐車場配置適正化区域への準用)

第百六条 第六十二条の九第一項から第四項までの規定は、立地適正化計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る駐車場配置適正化区域について準用する。

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第七十七条 立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に係る駐車場配置適正化区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の駐車場配置適正化区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第七項第一号に規定する駐車場配置適正化区域をいう。以下同じ。)」の区域内」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同項第三号に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。))内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車場配置適正化区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車場配置適正化区域の区域内」と

(駐車場配置適正化区域への準用)

第百六条 第六十二条の九の規定は、立地適正化計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る駐車場配置適正化区域について準用する。

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第七十七条 立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に係る駐車場配置適正化区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の駐車場配置適正化区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第六項第一号に規定する駐車場配置適正化区域をいう。以下同じ。)」の区域内」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同項第三号に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。))内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車場配置適正化区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車場配置適正化区域の区域内」と

、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「
駐車場配置適正化区域の区域内の」とする。

第一百八条の三 (略)

第七款 特定業務施設等誘導地区

第一百八条の四 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域に限る。)については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができる。

2| 特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一| 建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
- 二| 当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあつては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度
- 三| 当該地区における特定業務施設等を有する建築物の集積を促進するため必要な場合にあつては、制限すべき特定の建築物等の用途の概要
- 四| 当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあつては、建築物の高さの最高限度

第八款 防災施設管理協定

(防災施設管理協定の締結等)

、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「
駐車場配置適正化区域の区域内の」とする。

第一百九条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第百八条の五 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、立地適正化計画に記載された第八十一条第十四項に規定する事項に係る防災施設（以下「計画防災施設」という。）が適切に管理されることを確保する必要がありと認めるときは、防災施設所有者等（当該計画防災施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。

2 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、整備が予定されており、又は整備中である計画防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等にならうとする者（当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定防災施設所有者等」という。）との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。

3 前二項の規定による協定（以下「防災施設管理協定」という。）については、第一項の計画防災施設にあつては防災施設所有者等の全員の、前項の計画防災施設にあつては予定防災施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（防災施設管理協定の内容）

第百八条の六 防災施設管理協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災施設管理協定の目的となる計画防災施設（以下「協定防

（新設）

（新設）

「災害施設」という。）

二 協定防災施設の管理の方法に関する事項

三 防災施設管理協定の有効期間

四 防災施設管理協定に違反した場合の措置

2 防災施設管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定施設（協定防災施設又はその属する施設をいう。以下この節において同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

（防災施設管理協定の縦覧等）

第百八条の七 市町村は、防災施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該防災施設管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該防災施設管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。

（防災施設管理協定の公告等）

第百八条の八 市町村は、防災施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該防災施設管理協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

（防災施設管理協定の変更）

（新設）

（新設）

第百八条の九 第百八条の五第三項、第百八条の六第二項及び前二条の規定は、防災施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第百八条の五第三項中「予定防災施設所有者等」とあるのは、「予定防災施設所有者等（施設の整備後にあつては、防災施設所有者等）」と読み替えるものとする。

(新設)

(防災施設管理協定の効力)

第百八条の十 第百八条の八（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた防災施設管理協定は、その公告のあつた後において当該協定施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(新設)

第三節の二 立地適正化施設整備等協定

(新設)

(立地適正化施設整備等協定の締結等)

第百八条の十一 市町村は、立地適正化計画に記載された居住誘導

(新設)

区域内における住宅若しくは当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設の整備に関する事業若しくは立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における当該都市機能誘導区域に係る誘導施設若しくは特定業務施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業（以下この項において「立地適正化施設整備事業」という。）を行うために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたつて適切かつ十分に発揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の間滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理（当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む

。) を行うと見込まれる者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「立地適正化施設整備等協定」という。）を締結することができる。

一 立地適正化施設整備等協定の目的となる公共公益施設（以下この項において「協定施設」という。）

二 協定施設の整備に必要な都市計画に関する事項

三 協定施設の整備の実施時期

四 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定施設の整備に関する事項（当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。）

ロ 協定施設の管理に関する事項（当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。）

ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項

五 立地適正化施設整備等協定に違反した場合の措置

六 立地適正化施設整備等協定の有効期間

七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項

2 市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該立地適正化施設整備等協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定は、立地適正化施設整備等協定において定めた事項を変更した場合について準用する。

（立地適正化施設整備等協定に従った都市計画の案の作成等）

第九十九条 市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた前条第一項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該立地適正化施設整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、市町村都市計画審議会に付議し

（新設）

なければならぬ。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合には、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該立地適正化施設整備等協定の写しを提出しなければならない。

第三節の三 都市計画法の特例

第九十九条の二 第八十一条第十項に規定する事項には、同項に規定する事業の実施に係る都市計画法第五十九条第一項の認可に関する事項を記載することができる。

2 市町村長は、立地適正化計画に前項に規定する事項を記載するときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあっては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、都道府県知事の同意を得なければならない。

一・二 (略)

第九十九条の三 前条第一項に規定する事項が記載された立地適正化計画が第八十一条第三十一項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る同条第十項に規定する事業を実施する市町村に対する都市計画法第五十九条第一項の認可があつたものとみなす。

(立地誘導促進施設協定の締結等)

第九十九条の四 立地適正化計画に記載された第八十一条第十項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者

第九十九条の二 第八十一条第九項に規定する事項には、同項に規定する事業の実施に係る都市計画法第五十九条第一項の認可に関する事項を記載することができる。

2 市町村長は、立地適正化計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあっては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、都道府県知事の同意を得なければならない。

一・二 (略)

第九十九条の三 前条第一項に規定する事項が記載された立地適正化計画が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る同条第九項に規定する事業を実施する市町村に対する都市計画法第五十九条第一項の認可があつたものとみなす。

(立地誘導促進施設協定の締結等)

第九十九条の四 立地適正化計画に記載された第八十一条第十項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及

及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）以下「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「立地誘導促進施設協定」という。）を締結することができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

2
(略)

3 第四章第七節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、立地誘導促進施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第九十九条の四第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第八十一条第十項の規定により立地適正化計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項中「協定区域」とあるのは「協定区域（第九十九条の四第二項第一号に規定する協定区域をいう。以下この節において同じ。）に」と、「都市再生歩行者経路の」とあるのは「立地誘導促進施設（第八十一条第十項に規定する立地誘導促進施設をいう。以下この節において同じ。）の一体的な」と、「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第九十九条の四第一項に規定する土地所有者等をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第九十九条の四第二項各号」と、同項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第八十一条第十項の規定により立地適正化計画に記載された立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第九十九条の四第一項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とある

び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「立地誘導促進施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

2
(略)

3 第四章第七節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、立地誘導促進施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第九十九条の四第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第八十一条第十項の規定により立地適正化計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項中「協定区域」とあるのは「協定区域（第九十九条の四第二項第一号に規定する協定区域をいう。以下この節において同じ。）に」と、「都市再生歩行者経路の」とあるのは「立地誘導促進施設（第八十一条第十項に規定する立地誘導促進施設をいう。以下この節において同じ。）の一体的な」と、「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第九十九条の四第一項に規定する土地所有者等をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第九十九条の四第二項各号」と、同項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第八十一条第十項の規定により立地適正化計画に記載された立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第九十九条の四第一項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「

のは「立地誘導促進施設の一体的な」と読み替えるものとする。

(居住誘導区域等権利設定等促進計画の作成)

第九十九条の七 (略)

2 (略)

3 居住誘導区域等権利設定等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 居住誘導区域等権利設定等促進計画の内容が立地適正化計画に記載された第八十一条第十七項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事項に適合するものであること。
- 二 六 (略)

(低未利用土地の利用及び管理に関する市町村の援助等)

第九十九条の十四 第八十一条第十八項の規定により立地適正化計画

に低未利用土地利用等指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該低未利用土地利用等指針に即し、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等に対し、住宅又は誘導施設の立地及び立地の誘導を図るために必要な低未利用土地の利用及び管理に関する情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2・3 (略)

(低未利用土地権利設定等促進計画の作成)

第九十九条の十五 (略)

2 (略)

3 低未利用土地権利設定等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 低未利用土地権利設定等促進計画の内容が立地適正化計画に記載された第八十一条第十九項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項に適合するものであること。

立地誘導促進施設の一体的な」と読み替えるものとする。

(居住誘導区域等権利設定等促進計画の作成)

第九十九条の七 (略)

2 (略)

3 居住誘導区域等権利設定等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 居住誘導区域等権利設定等促進計画の内容が立地適正化計画に記載された第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事項に適合するものであること。
- 二 六 (略)

(低未利用土地の利用及び管理に関する市町村の援助等)

第九十九条の十四 第八十一条第十四項の規定により立地適正化計画

に低未利用土地利用等指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該低未利用土地利用等指針に即し、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等に対し、住宅又は誘導施設の立地及び立地の誘導を図るために必要な低未利用土地の利用及び管理に関する情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2・3 (略)

(低未利用土地権利設定等促進計画の作成)

第九十九条の十五 (略)

2 (略)

3 低未利用土地権利設定等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 低未利用土地権利設定等促進計画の内容が立地適正化計画に記載された第八十一条第十五項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項に適合するものであること。

二〇六 (略)

(跡地等の管理等に関する市町村の援助等)

第一百十条 第八十一条第二十項の規定により立地適正化計画に跡地等管理等区域及び跡地等管理等指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該跡地等管理等指針に即し、当該跡地等管理等区域内の跡地等の所有者等に対し、当該跡地等の管理等を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 (略)

(跡地等管理等協定の締結等)

第一百十一条 市町村又は都市再生推進法人等(第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第一百十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人(第一百六条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備推進法人」という。))をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるもの)に、景観整備推進法人にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理し、又は跡地(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるもの)に、景観整備推進法人にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理等協定」という。))を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。

二〇六 (略)

(跡地等の管理等に関する市町村の援助等)

第一百十条 第八十一条第十六項の規定により立地適正化計画に跡地等管理等区域及び跡地等管理等指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該跡地等管理等指針に即し、当該跡地等管理等区域内の跡地等の所有者等に対し、当該跡地等の管理等を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 (略)

(跡地等管理等協定の締結等)

第一百十一条 市町村又は都市再生推進法人等(第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第一百十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第一百六条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。))をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるもの)に、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理し、又は跡地(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるもの)に、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理等協定」という。))を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。

一〇五 (略)

2 (略)

3 跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 立地適正化計画に記載された第八十一条第二十項に規定する事項に適合すること。

二・三 (略)

4 (略)

(景観整備推進法人の業務の特例)

第一百六条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等を行うことができる。

2 (略)

(市町村都市再生協議会)

第一百七条 次に掲げる者は、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設等の管理、立地適正化計画及びその実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下「市町村協議会」という。）を組織することができる。

一 (略)

二 第一百八条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人

三・四 (略)

五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備推進法人

六 (略)

七 都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基

一〇五 (略)

2 (略)

3 跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 立地適正化計画に記載された第八十一条第十六項に規定する事項に適合すること。

二・三 (略)

4 (略)

(景観整備機構の業務の特例)

第一百六条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等を行うことができる。

2 (略)

第一百七条 次に掲げる者は、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設等の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

一 (略)

二 次条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人

三・四 (略)

五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 (略)

(新設)

づく事業により整備された公共公益施設の管理、立地適正化計画及びその実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に關し密接な関係を有するものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

八| (略)

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 (略)

二 当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、若しくは都市開発事業を施行する民間事業者又は誘導施設若しくは誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設若しくは特定業務施設等の整備に關する事業を施行する民間事業者（第五項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）

三 (略)

四 その他都市再生整備計画及びその実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理、立地適正化計画及びその実施又は次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に關し密接な関係を有する者

3| 第一項第二号から第七号までに掲げる者は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができる。

4| 前項の規定による要請を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5| 6| (略)

7| 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、第四十六条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者、都市再生整備

七| (略)

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 (略)

二 当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、若しくは都市開発事業を施行する民間事業者又は誘導施設若しくは誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に關する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）

三 (略)

四 その他都市再生整備計画及びその実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理又は立地適正化計画及びその実施に關し密接な関係を有する者

(新設)

(新設)

3| 4| (略)

5| 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、第四十六条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者、都市再生整備

計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者、第八十一条第二項第四号イからハまでに掲げる事業等を実施し、又は実施することが見込まれる者及び次条第二項第三号に規定するまちづくり推進活動の実施主体に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8
8
(略)

(まちづくり推進活動計画)
第一百七十七条の二 市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域

又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げるまちづくりの推進を図る活動(以下「まちづくり推進活動」という。)に関する計画(以下「まちづくり推進活動計画」という。)を作成することができる。

一 居住者、来訪者又は滞在者の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理に関する活動

二 滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動

2
まちづくり推進活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 まちづくり推進活動を実施する区域

二 まちづくり推進活動に関する基本的な方針

三 まちづくり推進活動の内容及びその実施主体に関する事項

四 まちづくり推進活動に要する費用の負担の方法

五 まちづくり推進活動のために講ずべき措置に関する事項

六 まちづくり推進活動における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

七 まちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項

八 計画期間

計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者及び第八十一条第二項第四号イからハまでに掲げる事業等を実施し、又は実施することが見込まれる者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6
8
(略)

(新設)

- 九 その他まちづくり推進活動の実施のために必要な事項
- 3 まちづくり推進活動計画は、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成するものとする。
- 4 関係する道路管理者及び公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができる。
- 5 関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、利便増進誘導区域の指定に関する事項（道路法第四十八条の二十一の技術的基準を満たす歩行者利便増進道路の区域に係るものに限る。）を記載することができる。
- 6 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 7 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に第五項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 8 関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項
- 二 飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、第二項第一号の区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流若しくは滞在の拠点となるもの又は当該

都市公園の円滑な管理の実施に資するものの設置又は管理に関する事項

9| 関係する公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第一百七十七条の五において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができる。

10| 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項の事項を記載するときは、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。

11| 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

12| 第二項から前項までの規定は、まちづくり推進活動計画の変更について準用する。

（歩行者利便増進道路の指定の特例等）

第一百七十七条の三 前条第四項に規定する事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る道路についての道路法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定があったものとみなす。

2| 前条第五項に規定する事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る道路についての道路法第三十三条第二項第四号の規定による利便増進誘導区域の指定があったものとみなす。

（都市公園の占用の許可の特例等）

（新設）

らない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「まちづくり推進活動を実施する区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内のまちづくり推進活動を実施する区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならぬ旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならぬ旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項のまちづくり推進活動を実施する区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「まちづくり推進活動を実施する区域内の」とする。

(まちづくり推進活動計画の評価等)

第一百七十七条の六 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該まちづくり推進活動計画の区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくり推進活動の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、まちづくり推進活動計画を変更するものとする。

(推進法人の業務)

第一百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 〇六 (略)

七 固有魅力形成建築物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員)との契約に基づき、当該固有魅力形成建築物の整備又は管理を行うこと。

八 〇一 (略)

十二 まちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行うこと。

(新設)

(推進法人の業務)

第一百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 〇六 (略)

(新設)

七 〇一 (略)

(新設)

十三 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第十号まで又は前号に該当するものを除く。）。

イ 滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理に関する活動

ロ (略)

十四 十八 (略)

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条の九第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項及び第六十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。

二・三 (略)

第三百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十六条の九第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

三 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

四 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定

十一 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第九号までに該当するものを除く。）。

イ 滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理

ロ (略)

十二 十六 (略)

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条の九第一項又は第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。

二・三 (略)

第三百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(新設)

二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定

する行為をしたとき。

附 則

(民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)

第三条 第二十条第一項の申請は、令和十四年三月三十一日までに限り行うことができる。

する行為をした者

附 則

(民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)

第三条 第二十条第一項の申請は、令和九年三月三十一日までに限り行うことができる。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四節の二 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区</u>（第六十条の二―第六十条の四）</p> <p>第五節～第八節（略）</p> <p>第三章の二～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四節の二 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区及<u>び特定用途誘導地区</u>（第六十条の二―第六十条の三）</p> <p>第五節～第八節（略）</p> <p>第三章の二～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げ</p>

一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二～三十五 (略)

(適用の除外)

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 (略)

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第四十二条第一項、第五十二条第二項第二号若しくは第三号若しくは第八項、第五十六条第一項第二号イ若しくは別表第三備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項第九号、第二項第三号若しくは第八項、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ若しくは別表第三(に)欄の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二～三十五 (略)

(適用の除外)

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 (略)

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第四十二条第一項、第五十二条第二項第二号若しくは第三号若しくは第八項、第五十六条第一項第二号イ若しくは別表第三備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項第八号、第二項第三号若しくは第八項、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ若しくは別表第三(に)欄の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、

第四十三条第一項、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十二条第一項、第二項、第七項若しくは第八項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項若しくは第六十一条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の四第三項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三〇五 (略)

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

(容積率)

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種

第四十三条第一項、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十二条第一項、第二項、第七項若しくは第八項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項若しくは第六十一条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三〇五 (略)

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

(容積率)

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種

住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種低層住居専用 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

二 第一種中高層住居専用 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

第三号から第八号までに掲げる建築物を除く。）又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（第五号から第八号までに掲げる建築物を除く。）

三 商業地域内の建築物（第六号から第八号までに掲げる建築物を除く。）

四 工業地域内の建築物（第六号から第八号ま

住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種低層住居専用 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

二 第一種中高層住居専用 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

第七号に掲げる建築物を除く。）又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（第五号から第七号までに掲げる建築物を除く。）

三 商業地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。）

四 工業地域内の建築物（第六号及び第七号に

で掲げる建築物を除く。又は工業専用地域内の建築物

地域に関する都市計画において定められたもの

五 高層住居誘導地区内の建築物（第七号及び第八号に掲げる建築物を除く。）であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。）

二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの

六 (略)

七 特定用途誘導地区内の建築物（次号に掲げる建築物を除く。）であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値

八 特定業務施設等誘導地区内の建築物であつ

当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた数値

掲げる建築物を除く。又は工業専用地域内の建築物

地域に関する都市計画において定められたもの

五 高層住居誘導地区内の建築物（第七号に掲げる建築物を除く。）であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。）

二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの

六 (略)

七 特定用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値

(新設)

て、その全部又は一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

九 (略)

257 (略)

8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの、特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定業務施設等誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一号第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一号第二号又は第三号に

八 (略)

257 (略)

8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一号第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一号第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一・二 (略)

9 (略)

(特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定するものとする。

一 申請に係るそれぞれの特例敷地の敷地面積に申請に係るそれぞれの特例容積率の限度を乗じて得た数値の合計が、当該それぞれの特例敷地の敷地面積に第五十二条第一項各号（第五号から第八号までを除く。以下この号において同じ。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。）の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときは、当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二・三 (略)

4 (略)

(特定街区)

第六十条 (略)

一・二 (略)

9 (略)

(特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定するものとする。

一 申請に係るそれぞれの特例敷地の敷地面積に申請に係るそれぞれの特例容積率の限度を乗じて得た数値の合計が、当該それぞれの特例敷地の敷地面積に第五十二条第一項各号（第五号から第七号までを除く。以下この号において同じ。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。）の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときは、当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二・三 (略)

4 (略)

(特定街区)

第六十条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定街区内の建築物については、第五十二条から前条まで、第六十条の三第一項及び第二項並びに第六十条の四第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第四節の二 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区

- (都市再生特別地区)
- 第六十条の二 (略)
- 2 3 4 (略)
- 5 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条、第五十七条の四、第五十八条、第六十条の三第二項及び第六十条の四第二項の規定は、適用しない。
- 6 7 (略)

(特定業務施設等誘導地区)

第六十条の四 特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益

- 2 (略)
- 3 特定街区内の建築物については、第五十二条から前条まで並びに第六十条の三第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第四節の二 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区

- (都市再生特別地区)
- 第六十条の二 (略)
- 2 3 4 (略)
- 5 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条、第五十七条の四、第五十八条及び第六十条の三第二項の規定は、適用しない。
- 6 7 (略)

(新設)

上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の高さは、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

3 特定業務施設等誘導地区内においては、第四十八条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

4 特定業務施設等誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第二項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

(建築協定の目的)

第六十九条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利便を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応す

(建築協定の目的)

第六十九条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利便を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応す

る従前の土地の所有者及び借地権を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この条において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

（建築協定の認可の申請）

第七十条（略）

2（略）

3 第一項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地

る従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

（建築協定の認可の申請）

第七十条（略）

2（略）

3 第一項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならぬ。ただし、当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

二 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつてゐる土地

三 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

4
(略)

第七十四条の二 建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部若しくは一部について借地権が消滅した場合又は建築協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該建築協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつてゐた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該建築協定区域から除かれるものとする。

2 建築協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ

4
(略)

第七十四条の二 建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつてゐた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該建築協定区域から除かれるものとする。

2 建築協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ

、土地区画整理法第九十条の二（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該建築協定区域から除かれるものとする。

3・4（略）

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等）

第七十五条の二（略）

2 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の全員の合意により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによつて、建築協定に加わることができ。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合 当該借地権の目的となつている土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつている土地

、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該建築協定区域から除かれるものとする。

3・4（略）

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等）

第七十五条の二（略）

2 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の全員の合意により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによつて、建築協定に加わることができ。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

355 (略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該一又は二以上の建築物に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第二項、第六十条の三の二第一項、第六十条の三第一項、第六十条の四第一項、第六十一条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定（次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。

355 (略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該一又は二以上の建築物に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第二項、第六十条の三の二第一項、第六十条の三第一項、第六十一条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定（次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区等内における制限の特例)

第八十六条の三 第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を前条第八項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物は、第五十九条第一項、第六十条の二第一項、第六十条の三第一項又は第六十条の四第一項の規定を適用する場合には、これを一の建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条(同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項及び第八十七条第四項において「階段等に関する技術的基準」という。))並びに第三十五条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項において「防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。))に係る部分に限る。)、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区等内における制限の特例)

第八十六条の三 第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を前条第八項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物は、第五十九条第一項、第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定を適用する場合には、これを一の建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条(同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項及び第八十七条第四項において「階段等に関する技術的基準」という。))並びに第三十五条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項において「防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。))に係る部分に限る。)、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若

しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の第二項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十二条、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2
3
4 （略）

（用途の変更に対するこの法律の準用）
第八十七条 （略）

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十条の四第三項及び第四項、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十四項まで若しくは第五十

しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の第二項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十二条、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2
3
4 （略）

（用途の変更に対するこの法律の準用）
第八十七条 （略）

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十四項まで若しくは第五十

一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の四第三項、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定（次条第一項において「第二十七条等の規定」という。）の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

4 (略)
一～三 (略)

(工作物への準用)

第八十八条 (略)

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十条の四第三項及び第四項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十条の四第三項及び第四項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及

一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定（次条第一項において「第二十七条等の規定」という。）の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

4 (略)
一～三 (略)

(工作物への準用)

第八十八条 (略)

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十条の四第三項及び第四項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九

び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(事務の区分)

第九十七条の五 第十五条第四項及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十三条の二第一項（第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十七條第三項若しくは第五項から第七項まで

十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(事務の区分)

第九十七条の五 第十五条第四項及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十三条の二第一項（第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十七條第三項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項から第三項まで

又は第六十八条第一項から第三項までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物又は建築設備の工事施工者）

2
四〇十八（略）

第七百七条 第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項若しくは第四十三条の二（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十条の四第三項若しくは第六十八条の二第一項（これらの規定を第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物又は建築設備の工事施工者）

2
四〇十八（略）

第七百七条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第三項（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画） 第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 高度利用地区（都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。）の区域、都市再生特別地区（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。）の区域又は特定地区計画等区域（都市再開発法第二条の二第一項第五号に規定する特定地区計画等区域をいう。以下同じ。）をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又は一部（市街地再開発事業区が定められた区域を除く。）について、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域（以下「高度利用推進区」という。）を定めることができる。</p> <p>7（略）</p> <p>8 施行地区内の土地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）の区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該施行地区内の土地の上の空間又は地下（いづれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）に当該都市計画施設が存するように定めることができる。</p> <p>9～12（略）</p>	<p>（事業計画） 第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 高度利用地区（都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。）の区域、都市再生特別地区（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。）の区域又は特定地区計画等区域（都市再開発法第二条の二第一項第四号に規定する特定地区計画等区域をいう。以下同じ。）をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又は一部（市街地再開発事業区が定められた区域を除く。）について、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域（以下「高度利用推進区」という。）を定めることができる。</p> <p>7（略） （新設）</p> <p>8～11（略）</p>

(移転等に伴う損失補償)

第七十八条 前条第一項の規定により施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことにより他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したことによりその者が損失を受け、若しくは他人に損失を与えた場合においては、施行者（施行者が国土交通大臣である場合においては国。次項、第一百一条第一項から第三項まで及び第百四条第十二項において同じ。）は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 6 (略)

(施行地区内の都市計画施設に関する権利の特例)

第八十九条の五 第六条第八項（第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により事業計画において施行地区内の土地の上の空間又は地下に都市計画施設が存するよう定められた場合において、当該土地について権利を有する者及び換地計画において当該土地について権利を有することと定められるべき者の全ての同意を得たときは、換地計画において、当該都市計画施設の管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項において同じ。）が当該土地について有する当該都市計画施設に関する権利は、第百三条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の土地の上に存するものとして定めることができる。

(所有者の同意により土地の共有持分を与える場合)

第九十条の二 宅地の所有者の申出又は同意があつた場合において

(移転等に伴う損失補償)

第七十八条 前条第一項の規定により施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことにより他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したことによりその者が損失を受け、若しくは他人に損失を与えた場合においては、施行者（施行者が国土交通大臣である場合においては国。次項、第一百一条第一項から第三項まで及び第百四条第十一項において同じ。）は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 6 (略)

(新設)

(新設)

は、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないので、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができる。ただし、当該申出又は同意に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益するこゝとができる権利（地役権を除く。）が存する場合においては、この限りでない。

（宅地地積の適正化）

第九十一条（略）

2（略）
（削る）

3 | 4 |
（略）

（清算金）

第九十四条 換地又は換地について権利（処分の制限を含み、所有権及び地役権を含まない。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地若しくはその部分を定め、又は定めない場合において、不均衡が生ずると認められるときは、従前の宅地又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十条の二の規定により共有となるべきものとして定める土地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して、金銭により清算する

（宅地地積の適正化）

第九十一条（略）

2（略）
3 | 2 |

第一項の場合において、同項に規定する地積が小である宅地の所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の申出があつたときは、当該申出に係る宅地について、換地計画において換地を定めないので、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができる。ただし、当該申出に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存する場合には、この限りでない。

4 | 5 |
（略）

（清算金）

第九十四条 換地又は換地について権利（処分の制限を含み、所有権及び地役権を含まない。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地若しくはその部分を定め、又は定めない場合において、不均衡が生ずると認められるときは、従前の宅地又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定める土地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して、金銭により清算

ものとし、換地計画においてその額を定めなければならない。この場合において、前条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める宅地又は借地権については、当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の位置、面積、利用状況、環境等をも考慮しなければならないものとする。

(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 (略)

2・3 (略)

4 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物その他の土地の定着物でその文化財としての性質上これを移転することが適当でないもの又は都市再生特別措置法第四十六条第二十四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物、景観法(平成十六年法律第十号)第十九条第一項に規定する景観重要建造物若しくは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物でその性質上これを移転することが適当でないもの所在する宅地については、これらの定着物の移転の必要を生じないように、換地計画において換地を定めなければならない。

5・7 (略)

(仮換地の指定)

第九十八条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することが

するものとし、換地計画においてその額を定めなければならない。この場合において、前条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める宅地又は借地権については、当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の位置、面積、利用状況、環境等をも考慮しなければならないものとする。

(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 (略)

2・3 (略)

4 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物その他の土地の定着物でその文化財としての性質上これを移転することが適当でないもの所在する宅地については、これらの定着物の移転の必要を生じないように、換地計画において換地を定めなければならない。

5・7 (略)

(仮換地の指定)

第九十八条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することが

できる権利（第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設の管理者が当該都市計画施設の存する宅地について有する当該都市計画施設に関する権利を除く。）を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

2
2 5 7 （略）

（仮換地の指定の効果）

第九十九条 前条第一項の規定により仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができるときは、従前の宅地の上の空間又は地下に第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。）は、仮換地の指定の効力発生の日から第百三条第四項の公告がある日まで、仮換地又は仮換地について仮に使用し、若しくは収益することができるときは、仮換地又は仮換地について仮に使用し、若しくは収益することができるときは、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができるものとし、従前の宅地については、使用し、又は収益することができないものとする。

2
（略）

3 前二項の場合においては、仮換地について権原に基づき使用し、又は収益することができるときは、仮換地の上の空間又は地下に第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。）は、前条第五項に規定する日（前項前段の規定によりその仮換地について使用又は収益を開始することができるときは、その日から）から第百三条第四項の公告がある日まで、当該仮換地を使用し、又は収益することができない。

（換地処分の効果）

できる権利を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

2
2 5 7 （略）

（仮換地の指定の効果）

第九十九条 前条第一項の規定により仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができるときは、仮換地の指定の効力発生の日から第百三条第四項の公告がある日まで、仮換地又は仮換地について仮に使用し、若しくは収益することができるときは、従前の宅地について有する権利の目的となるべき宅地若しくはその部分について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができるものとし、従前の宅地については、使用し、又は収益することができないものとする。

2
（略）

3 前二項の場合においては、仮換地について権原に基づき使用し、又は収益することができるときは、仮換地の上の空間又は地下に第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。）は、前条第五項に規定する日（前項前段の規定によりその仮換地について使用又は収益を開始することができるときは、その日から）から第百三条第四項の公告がある日まで、当該仮換地を使用し、又は収益することができない。

（換地処分の効果）

第四百四条 (略)

2・3 (略)

4| 第八十九条の五の規定により換地計画において従前の土地の上に存するものとして定められた権利は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

5| (略)

6| 土地区画整理事業の施行により行使する利益がなくなつた地役権は、前条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

7| 第八十九条の四又は第九十条の二の規定により換地計画において土地の共有持分を与えられるように定められた宅地を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。この場合において、従前の宅地について存した先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め^{8|}の登記若しくは処分の制限の登記に係る権利は、同項の公告があつた日の翌日以後においては、その土地の共有持分の上に存するものとする。

8| (略)

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二百五条 (略)

2 (略)

3 土地区画整理事業の施行により生じた公共施設の用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、³第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者(当該公共施設を管理すべき者が第一号法定受託事務として管理する地方公共団体であるときは、⁴国)に帰属するものとする。

第四百四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4| (略)

5| 土地区画整理事業の施行に因り行使する利益がなくなつた地役権は、前条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

6| 第八十九条の四又は第九十一条第三項の規定により換地計画において土地の共有持分を与えられるように定められた宅地を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。この場合において、従前の宅地について存した先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め^{7|}の登記若しくは処分の制限の登記に係る権利は、同項の公告があつた日の翌日以後においては、その土地の共有持分の上に存するものとする。

7| (略)

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二百五条 (略)

2 (略)

3 土地区画整理事業の施行により生じた公共施設の用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、³第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者(当該公共施設を管理すべき者が⁴地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。)として管理する地方公

共同体であるときは、国に帰属するものとする。

(保留地等の処分)

第百八条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第百四条第十二項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に適合し、かつ、施行規程で定める方法に従つて処分しなければならぬ。この場合において、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

2 第三条第四項又は第五項の規定による施行者は、第百四条第八項前段の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得させる場合については、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(清算金の徴収及び交付)

第百十条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、第百四条第九項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならぬ。この場合において、確定した清算金の額と第百二条第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならぬ。

2 8 (略)

(地役権の設定の請求)

第百十五条 地役権者は、土地区画整理事業の施行により従前と同一の利益を受けることができなくなつた場合又は換地計画により

(保留地等の処分)

第百八条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第百四条第十一項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に適合し、かつ、施行規程で定める方法に従つて処分しなければならぬ。この場合において、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

2 第三条第四項又は第五項の規定による施行者は、第百四条第七項前段の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得させる場合については、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(清算金の徴収及び交付)

第百十条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、第百四条第八項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならぬ。この場合において、確定した清算金の額と第百二条第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならぬ。

2 8 (略)

(地役権の設定の請求)

第百十五条 土地区画整理事業の施行に因り従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲

従前と同一の利益を受けることができなくなることが見込まれる場合は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。ただし、第百三十三条第一項の規定による請求に基づく地役権の対価の減額があつた場合においては、この限りでない。

(書類の送付等)

第百三十三条 土地区画整理事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定める。

2| 施行者は、土地区画整理事業の施行に関して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者を知ることができず、若しくはその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときその他前項の規定に基づく政令の規定によることができな^いときは、その書類の内容の公告をすることをもちつて書類の送付にかえることができる。

3| (略)

4| 第二項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(命令等の請求)

第百三十三条の二 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。）について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第百三十三条第一項の規定による請求に基づく地役権の対価の減額があつた場合においては、この限りでない。

(書類の送付にかわる公告)

第百三十三条 (新設)

2| 施行者は、土地区画整理事業の施行に関して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもちつて書類の送付にかえることができる。

3| (略)

3| 第一項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(新設)

2 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(事務の区分)

第三百三十六條の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五條第十項(同條第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九條第八項(同條第十項において準用する場合を含む。)、第七十一條の三第十二項(同條第十五項において準用する場合を含む。)及び第七十七條第六項(第三百三十三條第三項において準用する場合を含む。)に規定する事務(国土交通大臣、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

ロ (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第七十二條第六項及び第七十七條第六項(第三百三十三條第三項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

(事務の区分)

第三百三十六條の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五條第十項(同條第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九條第八項(同條第十項において準用する場合を含む。)、第七十一條の三第十二項(同條第十五項において準用する場合を含む。)及び第七十七條第六項(第三百三十三條第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(国土交通大臣、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

ロ (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第七十二條第六項及び第七十七條第六項(第三百三十三條第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都市開発資金の貸付け）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人に対する同法第百九条第三号、第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。</p> <p>7～10（略）</p> <p>（利率、償還方法等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 前条第六項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。</p> <p>10・11（略）</p> <p>12 前条第九項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。</p>	<p>（都市開発資金の貸付け）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（いずれも政令で定める要件に該当するものに限る。）に対する同法第百九条第三号に規定する事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。</p> <p>7～10（略）</p> <p>（利率、償還方法等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 前条第六項又は第九項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。</p> <p>10・11（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（地域地区）</p> <p>第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域、同法第九十四条の二第一項の規定による居住環境向上用途誘導地区、同法第八十条の三第一項の規定による特定用途誘導地区又は同法第八十条の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区</p> <p>五 十六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>（開発許可の基準）</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該</p>	<p>（地域地区）</p> <p>第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域、同法第九十四条の二第一項の規定による居住環境向上用途誘導地区又は同法第九十条第一項の規定による特定用途誘導地区</p> <p>五 十六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>（開発許可の基準）</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該</p>

イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項若しくは第六十条の四第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例による用途の制限を含む。）

ロ (略)

二〇十四 (略)

二〇八 (略)

(都市計画協力団体の市町村による援助への協力)

第七十五条の十 都市計画協力団体は、市町村から都市再生特別措置法第九十九条の十四第二項の規定による協力の要請を受けたときは、当該要請に応じ、低未利用土地（同法第四十六条第三十項に規定する低未利用土地をいう。）の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣に関し協力するものとする。

イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例による用途の制限を含む。）

ロ (略)

二〇十四 (略)

二〇八 (略)

(都市計画協力団体の市町村による援助への協力)

第七十五条の十 都市計画協力団体は、市町村から都市再生特別措置法第九十九条の十四第二項の規定による協力の要請を受けたときは、当該要請に応じ、低未利用土地（同法第四十六条第二十六項に規定する低未利用土地をいう。）の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣に関し協力するものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 第一種市街地再開発事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 権利変換手続</p> <p>第一款～第五款（略）</p> <p>第五款の二 施設建築敷地内の施設に関する特例（第一百九条の二）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章 第二種市街地再開発事業</p> <p>第一節 管理処分手続</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第三款の二 施設建築敷地内の施設に関する特例（第一百八条の二五）</p> <p>第四款 管理処分手続の特則（<u>第一百八条の二五の二</u>）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第四章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（市街地再開発事業の施行）</p> <p>第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 第一種市街地再開発事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 権利変換手続</p> <p>第一款～第五款（略）</p> <p>第五款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例（第一百九条の二・<u>第一百九条の三</u>）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章 第二種市街地再開発事業</p> <p>第一節 管理処分手続</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第三款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例（第一百八条の二五・<u>第一百八条の二五の二</u>）</p> <p>第四款 管理処分手続の特則（<u>第一百八条の二五の三</u>）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第四章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（市街地再開発事業の施行）</p> <p>第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権</p>

利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

一・二 (略)

三 特定用途誘導地区（都市再生特別措置法第百八条の三第一項の規定による特定用途誘導地区をいい、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三条において同じ。）の区域

四 特定業務施設等誘導地区（都市再生特別措置法第百八条の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区をいい、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三条において同じ。）の区域

五 (略)

2 6 (略)

(第一種市街地再開発事業の施行区域)

第三条 都市計画法第十二条第二項の規定により第一種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域内の土地の区域又は次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 当該区域が高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区又は特定地区計画等区域内にあること。

二 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該区域内にある全ての建築物の建築面積の合計のおおむね三分の一以下であること又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内の全ての宅地の面積の合計のおおむ

利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

一・二 (略)

三 特定用途誘導地区（都市再生特別措置法第百九条第一項の規定による特定用途誘導地区をいい、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三条において同じ。）の区域

(新設)

四 (略)

2 6 (略)

(第一種市街地再開発事業の施行区域)

第三条 都市計画法第十二条第二項の規定により第一種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域内の土地の区域又は次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 当該区域が高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は特定地区計画等区域内にあること。

二 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該区域内にある全ての建築物の建築面積の合計のおおむね三分の一以下であること又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内の全ての宅地の面積の合計のおおむ

ね三分の一以下であること。

イ・ハ (略)

二 建築面積が、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画（以下「高度利用地区等に関する都市計画」という。）において定められた建築物の建築面積の最低限度の四分の三未満であるもの

ホ・ヘ (略)

三・四 (略)

（第一種市街地再開発事業の権利変換手続の特則の適用に関する定め）

第五条の二 第一種市街地再開発事業に関する都市計画においては、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないとき認められる特別な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第九十九条の二第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定める旨を定めることができる。

（第一種市街地再開発事業等の施行）

第七条の二 (略)

2 (略)

3 一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、国土交通省令で定めるところにより、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得て、第一種市街地再開発事業を施行すべきことを市町村に

ね三分の一以下であること。

イ・ハ (略)

二 建築面積が、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画（以下「高度利用地区等に関する都市計画」という。）において定められた建築物の建築面積の最低限度の四分の三未満であるもの

ホ・ヘ (略)

三・四 (略)

（新設）

（第一種市街地再開発事業等の施行）

第七条の二 (略)

2 (略)

3 一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、国土交通省令で定めるところにより、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得て、第一種市街地再開発事業を施行すべきことを市町村に

対して要請したときは、当該市町村は、前項の期間内であつても、当該単位整備区について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

4・5 (略)

6 裁判所は、一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該所有権又は借地権を有する者（以下「所在不明所有者等」という。）以外のその区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者（以下「一般所有者等」という。）であつて第三項の規定による要請をしようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ることにより当該要請をすることができる旨の裁判をすることができる。

(借地権の申告)

第七条の三 前条第三項又は第六項の同意を得ようとする者は、あらかじめ、当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は第三項の規定による申告を行うべき旨の公告を、当該単位整備区の区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2・3 (略)

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、前条第三項及び第六項の規定の適用については、存しないものとみなす。

(建築の許可)

第七条の四 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第五

に対して要請したときは、当該市町村は、前項の期間内であつても、当該単位整備区について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

4・5 (略)

(新設)

(借地権の申告)

第七条の三 前条第三項の同意を得ようとする者は、あらかじめ、当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は第三項の規定による申告を行うべき旨の公告を、当該単位整備区の区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2・3 (略)

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、前条第三項の規定の適用については、存しないものとみなす。

(建築の許可)

第七条の四 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第五

十九条第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）、「同法第六十条の二第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）又は同法第六十条の三第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）又は同法第六十条の四第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）」の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第四百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。）の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2・3（略）

（開発行為の許可の基準の特例）

第七条の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（第七条の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号、第六十条の二第一項第二号若しくは第三号、第六十条の三第一項第二号若しくは第三号若しくは第六十条の四第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るものを除く。）については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、同法第三十三条第一項中「基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）」とあるのは、「基準（第二十九条第一項第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第二号から第十四号までに規定する基準、第二十九条第一項第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号（貯水施設に係る部分を除く。）に規定する基準を除き、第四項及び第五項の条例が定められているときは当該条例で定

十九条第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）、「同法第六十条の二第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）又は同法第六十条の三第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）又は同法第六十条の四第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）」の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第四百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。）の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2・3（略）

（開発行為の許可の基準の特例）

第七条の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（第七条の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号、第六十条の二第一項第二号若しくは第三号若しくは第六十条の三第一項第二号若しくは第三号若しくは第六十条の四第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るものを除く。）については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、同法第三十三条第一項中「基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）」とあるのは、「基準（第二十九条第一項第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第二号から第十四号までに規定する基準、第二十九条第一項第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号（貯水施設に係る部分を除く。）に規定する基準を除き、第四項及び第五項の条例が定められているときは当該条例で定める制限を含む。）及び市街地再開発促進区

める制限を含む。)及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

2| 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者(計画提案を踏まえた都市計画(都市計画法第二十一条の三

に規定する計画提案を踏まえた都市計画をいう。第五十条の四第二項において同じ。)に定められた第一種市街地再開発事業(第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。)の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に限る。)は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

3| 第七条の二第五項の規定は、前二項の規定により同意を得る場合について準用する。

域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(新設)

2| 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。

(所在等不明所有者等の除外)

第十四条の二 裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等があるときは、一般所有者等であつて第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上(当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上)の同意(同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ることにより第十一条第一項又は第二項の規定による認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができる。

(借地権の申告)

第十五条 第十四条第一項若しくは第二項又は前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項及び第六項」とあるのは、「第十四条及び第十四条の二」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第三十三条 組合(次項に規定するものを除く。)の特別決議事項(第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項をいう

(新設)

(借地権の申告)

第十五条 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第三十三条 特別決議事項(第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項をいう。以下同じ。)は、総組合員の三分の二

。以下同じ。）は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。この場合においては、その有する議決権を当該特別決議事項に同意するものとして行使した者（以下この条において「同意者」という。）が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積）が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二（同項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二）以上でなければならない。

2| 第十四条第二項の同意を得て設立された組合の特別決議事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。この場合においては、同意者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積）が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二）以上でなければならない。

（宅地の所有者及び借地権者の同意）

第五十条の四 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者（次項に規定する者を除く。）は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この

以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。この場合においては、その有する議決権を当該特別決議事項に同意するものとして行使した者（以下この条において「同意者」という。）が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積）が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二（同項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二）以上でなければならない。

（新設）

（宅地の所有者及び借地権者の同意）

第五十条の四 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した

場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならぬ。

- 2| 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画に定められた市街地再開発事業（第一種市街地再開発事業にあつては、第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行しようとする者に限る。）は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならぬ。
- 3| 第七条の二第五項の規定は、前二項の規定により同意を得る場合について準用する。

（所在等不明所有者等の除外）

第五十条の四の二 裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者

者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならぬ。

（新設）

- 2| 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。

（新設）

等の三分の二以上)の同意(同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ることにより第五十条の二第一項の規定による認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができる。

(借地権の申告)

第五十条の五 第五十条の四第一項若しくは第二項又は前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項及び第六項」とあるのは、「第五十条の四及び第五十条の四の二」と読み替えるものとする。

(規準又は事業計画の変更)

第五十条の九 (略)

2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社が施行地区の縮小又は費用の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第十六条の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項並びに第五十条の四第一項及び第二項中「施行地区となるべき区域」とあり

(借地権の申告)

第五十条の五 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第五十条の四」と読み替えるものとする。

(規準又は事業計画の変更)

第五十条の九 (略)

2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社が施行地区の縮小又は費用の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第十六条の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第五十条の四第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第十

、並びに第十六条第一項中「施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四第一項及び第二項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規程又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規程若しくは事業計画」とあるのは「規程又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

（個別利用区内の宅地への権利変換の申出等）

第七十条の二（略）

2 前項の申出は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならぬ。

一（略）

二 当該申出が、施行地区内に現に存する建築物のうち次のいずれかに該当するものを存置し、又は移転することを目的とするものであること。

イ〜ハ（略）

ニ 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、建築基準法第五十九条第一項第三号、第六十条の

六条第一項中「施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四第一項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規程又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規程若しくは事業計画」とあるのは「規程又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

（個別利用区内の宅地への権利変換の申出等）

第七十条の二（略）

2 前項の申出は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならぬ。

一（略）

二 当該申出が、施行地区内に現に存する建築物のうち次のいずれかに該当するものを存置し、又は移転することを目的とするものであること。

イ〜ハ（略）

ニ 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、建築基準法第五十九条第一項第三号、第六十条の

二第一項第三号、第六十条の三第一項第三号又は第六十条の四第一項第三号の規定による許可を受けたもの

ホ 都市再生特別措置法第四十六条第二十四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物

ヘ 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項に規定する景観重要建築物

ト 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建築物

三 (略)

3 3 (略)

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 第五十条の四の規定は、再開発会社が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(施行者以外の者による施設建築物の建築)

第九十九条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行う施設建築物（以下「特定施設建築物」という。）の全部又は一部は、権利変換計画の定めるところに従い、第八十八条第二項（第百十一条第三項）において読み替えて適用する場合を含む。）及び第百十条第三項及び第百十条の二第四項の規定にかかわらず、特定建築者が取得する。

二第一項第三号又は第六十条の三第一項第三号の規定による許可を受けたもの

(新設)

(新設)

(新設)

三 (略)

3 3 (略)

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 第五十条の四の規定は、再開発会社が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(施行者以外の者による施設建築物の建築)

第九十九条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行う施設建築物（以下「特定施設建築物」という。）の全部又は一部は、権利変換計画の定めるところに従い、第八十八条第二項（第百十一条）において読み替えて適用する場合を含む。）及び第百十条第三項及び第百十条の二第四項の規定にかかわらず、特定建築者が取得する。

(借家条件の協議及び裁定)

第二百二条 (略)

2| 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられることとなる者と当該施設建築物の一部について第七十七条第五項本文の規定により賃借権が与えられることとなる者は、権利変換計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

3| 第一百条第二項の規定による公告の日までに前二項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一〇三 (略)

4| (略)

5| 第三項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

6| 第三項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。

7| 第三項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

8| (略)

第五款の二 施設建築敷地内の施設に関する特例

(削る)

第九九条の二 次の各号に掲げる第一種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(第二

(借家条件の協議及び裁定)

第二百二条 (略)

(新設)

2| 第一百条第二項の規定による公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一〇三 (略)

3| (略)

4| 第二項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

5| 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。

6| 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

7| (略)

第五款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例

(施設建築敷地内の道路に関する特例)

第九九条の二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十

号の第一種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）にそれぞれ当該各号に定める施設（以下この条及び第百十八条の二十五において「特定施設」という。）を設置し、又は特定施設が存するように定めることができる。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業
道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（道路を除く。）

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に特定施設を設置し、又は特定施設が存するように定められた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に特定施設を設置し、又は特定施設が存することとなる部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の特定施設部分」という。）については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の特定施設部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合には、権利変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に特定施設を設置し、又は特定施設が存することとなる部分（以下「施設建築敷地の特定施設部分」という。）には、第七十五条第二項に定めるもののほか、

二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。

（新設）

（新設）

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定められた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。）については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の道路部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合には、権利変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分（以下「施設建築敷地の道路部分」という。）には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路の所

当該特定施設の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権が設定されるものとして定めなければならない。

4 第二項前段に規定する場合においては、第八十二条の規定にかかわらず、権利変換計画において、第一種市街地再開発事業により従前の道路その他政令で定める公共施設（以下この項において「道路等」という。）に代えて設置される新たな特定施設に係る前項に規定する地上権は、従前の道路等の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな特定施設に係る同項に規定する地上権は、当該特定施設を管理すべき者（その者が第一号法定受託事務として当該特定施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。

5 第二項前段に規定する場合には、権利変換計画において、従前より存する特定施設に係る第三項に規定する地上権は、当該特定施設の管理者（その者が第一号法定受託事務として当該特定施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。

6 (略)

7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築敷地の特定施設部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により特定施設の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

8 (略)

(削る)

有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権が設定されるものとして定めなければならない。

4 第二項前段に規定する場合においては、第八十二条の規定にかかわらず、権利変換計画において、第一種市街地再開発事業により従前の道路に代えて設置される新たな道路に係る前項に規定する地上権は、従前の道路の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな道路に係る同項に規定する地上権は、当該道路を管理すべき者（その者が第一号法定受託事務として当該道路を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。

5 第二項前段に規定する場合には、権利変換計画において、従前より存する道路に係る第三項に規定する地上権は、当該道路の管理者（その者が第一号法定受託事務として当該道路を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。

6 (略)

7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

8 (略)

(施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例)

第九十九条の三 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、

- 2| 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するよう定められた場合には、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分」という。）については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。
- 3| 前項前段に規定する場合には、権利変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分（以下「施設建築敷地の都市高速鉄道部分」という。）には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該都市高速鉄道の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権が設定されるものとして定めなければならない。
- 4| 第二項前段に規定する場合には、権利変換計画において、従前より存する都市高速鉄道に係る前項に規定する地上権は、当該都市高速鉄道の管理者に帰属するように定めなければならない。
- 5| 第二項前段に規定する場合には、権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、国土交通省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条の二第一項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。
- 6| 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合に

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第百十条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十七条の二第三項から第五項まで、第七十八条、第八十条、第八十一条、前条第二項後段及び第百十八条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第九十九条の三第一項、第百二条、第百三条及び第百八条第一項の規定は、適用しない。

255 (略)

(指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第百十条の二 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)
(又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たとき(前条第一項前段に規定する場合を除く。))は、第七十三条第二項、第三項及び第四項(指定宅地に係る部分を除く。)、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項及び第二項、第百九条の二第二項後段並び

においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

7 | 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第百十条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十七条の二第三項から第五項まで、第七十八条、第八十条、第八十一条、第百九条の二第二項後段、前条第二項後段及び第百十八条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第九十九条の三第一項、第百二条、第百三条及び第百八条第一項の規定は、適用しない。

255 (略)

(指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第百十条の二 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)
(又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たとき(前条第一項前段に規定する場合を除く。))は、第七十三条第二項、第三項及び第四項(指定宅地に係る部分を除く。)、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項及び第二項、第百九条の二第二項後段、第

に第一百八条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第一百二条の規定は、適用しない。

256 (略)

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)

第百十一条 施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。

2| 施行者は、都市計画に定められた第一種市街地再開発事業(第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められたものに限る。)の施行区域において第一種市街地再開発事業を施行するとき(第百十条第一項前段に規定する場合及び第百十条の二第一項前段に規定する場合を除く。)は、第七十五条第二項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めなければならない。

3| 前二項の場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十条第一項、第七十三条第一項第二

施設建築物の一部等

建築施設の部分

百九条の三第二項後段並びに第一百八条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第一百二条の規定は、適用しない。

256 (略)

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)
第百十一条 (新設)

(新設)

施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第百九条の二第三項及び第百九条の三第三項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十条第一項、第七十三条第一項第二

施設建築物の一部等

建築施設の部分

(略)	(略)	(略)	十号及び第二十一号並びに第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第一百零二条第一項及び第二項、第一百零三条の見出し、第一百零八条の見出し、同条第一項
-----	-----	-----	---

(管理処分計画の決定及び認可)
 第一百零八条の六 (略)

2 再開発会社(次項に規定するものを除く。)は、前項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

3 第五十条の四第二項の同意を得て第五十条の二第一項の規定による認可を受けた再開発会社は、第一項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施

(略)	(略)	(略)	十号及び第二十一号並びに第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第一百零二条第一項、第一百零三条の見出し、第一百零八条の見出し、同条第一項
-----	-----	-----	--

(管理処分計画の決定及び認可)
 第一百零八条の六 (略)

2 再開発会社は、前項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(新設)

行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

- 4| 第七条の二第五項の規定は、前二項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所有権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした所有権を有する者」と、「借地権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした借地権を有する者」と読み替えるものとする。
- 5| 第一項後段及び前三項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。
- 6| (略)

(権利変換計画に関する規定の準用)

第一百八条の十 第七十三条第二項から第四項まで、第七十四条、第七十五条第一項及び第三項、第七十七条第二項前段、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで並びに第八十六条第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八十六条第一項	第七十二条第四項	第一百八条の六第五項

- 2| (借家条件の協議及び裁定)
 第一百八条の二十二 (略)
 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる

- 3| 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所有権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした所有権を有する者」と、「借地権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした借地権を有する者」と読み替えるものとする。
- 4| 第一項後段及び前二項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。
- 5| (略)

(権利変換計画に関する規定の準用)

第一百八条の十 第七十三条第二項から第四項まで、第七十四条、第七十五条第一項及び第三項、第七十七条第二項前段、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで並びに第八十六条第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八十六条第一項	第七十二条第四項	第一百八条の六第四項

- (借家条件の協議及び裁定)
 第一百八条の二十二 (略)
 (新設)

者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について第一百八条の八の規定により賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

3 第一百二条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百条第二項」とあるのは、「第一百八条の十七」と読み替えるものとする。

第三款の二 施設建築敷地内の施設に関する特例

(削る)

第一百八条の二十五 次の各号に掲げる第二種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(第二号の第二種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)にそれぞれ当該各号に定める特定施設を設置し、又は特定施設が存するように定めることができる。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業 道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとし

2 第一百二条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第二項中「第一百条第二項」とあるのは、「第一百八条の十七」と読み替えるものとする。

第三款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例

(施設建築敷地内の道路に関する特例)

第一百八条の二十五 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。

(新設)

(新設)

て政令で定める都市計画施設（道路を除く。）

2 第九十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に特定施設を設置し、又は特定施設が存するように定めた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第一百八条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該特定施設」とあるのは「当該特定施設」と、同条第四項中「第八十二条」とあるのは「第一百八条の十において準用する第八十二条」と、同条第六項中「第七十三条第一項各号」とあるのは「第一百八条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第九十九条の二第二項から第六項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の特定施設部分には、第一百八条の二十第二項の規定にかかわらず、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第一百八条の十七の公告の日（その公告の日前に当該施設建築敷地の特定施設に係る第十八条の二十第一項の公告がなされた場合にあつては、当該公告の日）の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により特定施設の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

4 (略)

(削る)

2 第九十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第一百八条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路」とあるのは「当該道路」と、同条第四項中「第八十二条」とあるのは「第一百八条の十において準用する第八十二条」と、同条第六項中「第七十三条第一項各号」とあるのは「第一百八条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第九十九条の二第二項から第六項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第一百八条の二十第二項の規定にかかわらず、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第一百八条の十七の公告の日（その公告の日前に当該施設建築敷地の道路に係る第一百八条の二十第一項の公告がなされた場合にあつては、当該公告の日）の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

4 (略)

(施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例)

第一百八条の二十五の二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下（いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）に都市高速鉄道が存するよう定めることができる。

2| 第九條の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するように定めた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五條第一項」とあるのは「第九條の十において準用する第七十五條第一項」と、同条第三項中「第七十五條第二項に定めるもののほか、当該都市高速鉄道」とあるのは「当該都市高速鉄道」と、同条第五項中「第七十三條第一項各号」とあるのは「第九條の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3| 前項において準用する第九條の三第二項から第五項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第九條の十七の規定による公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第二百六十九條の二の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

4| 第八十八條第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第九條の二十五の二 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（第九條の十八又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第九條の八、第九條の十において準用する第七十五條第一項及び第三項並びに第七十七條第二項前段、前条第二項において準用する第九條の二第二項後段並びに第九條の三十二第三項において準用する同条第一項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合において

第九條の二十五の三 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（第九條の十八又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第九條の八、第九條の十において準用する第七十五條第一項及び第三項並びに第七十七條第二項前段、第九條の二十五第二項において準用する第九條の二第二項後段、前条第二項において準用する第九條の三第二項後段並びに第九條の三十二第三項において準用する同条第一項の規定

は、第百十八条の二十二の規定は、適用しない。

2 (略)

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
第百十八条の二十一第二項	第百十八条の十八	第百十八条の二十五の二第二項
(略)	(略)	(略)

(書類の送付等)

第百三十五条 市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定める。

2 施行者は、市街地再開発事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者を知ることができず、若しくはその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その他前項の規定に基づく政令の規定によることができず、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

3 (略)

(命令等の請求)

第百三十五条の二 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。）について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条

によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第百十八条の二十二の規定は、適用しない。

2 (略)

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
第百十八条の二十一第二項	第百十八条の十八	第百十八条の二十五の三第二項
(略)	(略)	(略)

(書類の送付に代わる公告)

第百三十五条 (新設)

2 施行者は、市街地再開発事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 (略)

(新設)

第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2| 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(所在等不明所有者等の除外に関する裁判)

第三百三十五条の三 第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件は、当該裁判に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2| 前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一 前項の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が前項の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明所有者等は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、前項の裁判がされること。

3| 第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

4| 第一項の裁判は、所在等不明所有者等に告知することを要しない。

5| 裁判所は、第一項に定める土地について所有権又は借地権を有する者（その共有持分を有する者を含む。）及びその所在が判明したときは、利害関係人の申立てにより、同項の裁判を取り消さなければならぬ。ただし、当該裁判に係る第七条の二第三項の規定による要請又は第十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十条の二第一項の規定による認可の申請がされた後は、当該裁判を取り消すことはできない。

6| 第一項の裁判及び前項の規定による取消しの裁判に対しては、

(新設)

利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(非訟事件手続法の適用除外)

第三百三十五条の四 第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条の規定は、適用しない。

(新設)

(最高裁判所規則)

第三百三十五条の五 前二条に定めるもののほか、第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(新設)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第一章の二 広域基本方針及び広域景観協議会（第七条の二・第七條の三）</p> <p>第二章 景観計画及びこれに基づく措置</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 景観重要建造物等</p> <p>第一款〜第三款（略）</p> <p>第四款 雑則（第四十三條―第四十六條）</p> <p>第三節の二 再生協定（第四十六條の二）</p> <p>第四節〜第六節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 景観整備推進法人（第九十二條―第九十六條）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 広域基本方針及び広域景観協議会</p> <p>（広域基本方針）</p> <p>第七條の二 都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に関する計画の策定に関する基本方針（以下この条及び第八條第六項において「広域基本方針」という。）を定めることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章 景観計画及びこれに基づく措置</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 景観重要建造物等</p> <p>第一款〜第三款（略）</p> <p>第四款 雑則（第四十三條―第四十六條）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節〜第六節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 景観整備機構（第九十二條―第九十六條）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 2| 広域基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一| 広域基本方針の対象となる区域
 - 二| 全体として調和した良好な景観の形成を図るための第八条第一項に規定する景観計画の策定又は変更に関する方針
 - 3| 都道府県は、広域基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 4| 都道府県は、広域基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5| 前二項の規定は、広域基本方針の変更について準用する。
- (広域景観協議会)
- 第七条の三 都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会（以下この条において「広域協議会」という。）を組織することができる。
- 2| 市町村である景観行政団体は、広域協議会が組織されていないときは、都道府県に対して、広域協議会を組織するよう要請することができる。
 - 3| 前項の規定による要請を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
 - 4| 広域協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 5| 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、広域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 6| 前各項に定めるもののほか、広域協議会の運営に関し必要な事項は、広域協議会が定める。

(新設)

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ (略)

ロ 人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物(これと

一体となつて景観を形成している土地その他の物件を含む。

以下同じ。)の老朽化等により良好な景観が損なわれている

区域(景観計画区域内にあるものに限る。)において、所有者

者に代わつて行う建造物の改修、管理及び活用により、当該

区域内の良好な景観を再生する事業(以下「景観再生事業」

という。)の実施に関する事項

ハ 三 (略)

3・4 (略)

5 第二項第四号ロに掲げる事項には、国土交通大臣が定める指針

に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観再生事業の実施区域

二 前号の区域ごとの事業実施方針

6 景観計画は、当該景観計画区域について広域基本方針が定めら

れているときは、当該広域基本方針に基づくものでなければなら

ない。

7 三 (略)

11 景観計画に定める第二項第四号ハ及びニに掲げる事項は、景観

重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は

管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならぬ。

12 第二項第四号ホに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号

及び第四号ホに掲げる事項並びに第三項に規定する事項について

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ (略)

(新設)

ロ 三 (略)

3・4 (略)

3 (新設)

4 (略)

ロ 三 (略)

3 (新設)

4 (略)

は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬ。

13| 景観計画に定める第二項第四号へに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならぬ。

（策定の手続）

第九条（略）

2・3（略）

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ハ又はニに掲げる事項を定めようとするときは、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号へに掲げる事項を定めようとするときは、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6～8（略）

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域と

は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬ。

11| 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならぬ。

（策定の手続）

第九条（略）

2・3（略）

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6～8（略）

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域と

なるべき区域)内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ハ又はニに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ハ又はニに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 (略)

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 4 (略)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

2 5 6 (略)

なるべき区域)内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 (略)

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 4 (略)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

2 5 6 (略)

7 市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法（

平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

8 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一～三 （略）

四 第四十六条の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為

五 景観計画に第八条第二項第四号ハに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

六 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ニ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

七 （略）

八 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号へに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

九～十二 （略）

（景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2・3 （略）

（新設）

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一～三 （略）

（新設）

四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 （略）

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

八～十一 （略）

（景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となつて良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2・3 （略）

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 (略)

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人(以下この章において「景観整備推進法人」という。)は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 (略)

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備推進法人)に通知しなければならない。

2 (略)

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 (略)

2 景観整備推進法人は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 (略)

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 (略)

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。)は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 (略)

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

2 (略)

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 (略)

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 (略)

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備推進法人）に通知しなければならない。

2 (略)

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観重要建築物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一〜四 (略)

2 (略)

3 景観整備推進法人が管理協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建築物の所有者は景観行政団体又は景観整備推進法人に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備推進法人若しくは緑地保全・緑化推進法人に対し、それぞれ景観重要建築物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第三節の二 再生協定

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 (略)

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建築物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一〜四 (略)

2 (略)

3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建築物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地保全・緑化推進法人に対し、それぞれ景観重要建築物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

(新設)

第四十六条の二 景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画

に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められている場合には、同条第五項第二号の事業実施方針に即して、建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員）と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条及び第九十三条の二において「再生協定」という。）を締結して、景観再生事業を実施することができる。

一 再生協定の目的となる建造物（第三項第一号において「再生協定建造物」という。）

二 景観再生事業の実施に関する事項

三 再生協定を廃止することができる事由及び廃止する場合の手続

四 再生協定の有効期間

五 再生協定に違反した場合の措置

2 再生協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産（地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、前項の景観整備推進法人を指定した景観行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三条の二において同じ。）を時価よりも低い対価で貸付けを受け、ことその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。

3 再生協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 再生協定建造物の利用を不当に制限するものでないこと。

二 第一項第二号から第五号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(新設)

5 前節第三款（第三十六条及び第四十二条を除く。）の規定は、再生協定について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「前条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、第三十八条中「第三十六条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、同条第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十六条の二第三項各号」と、第四十条中「第三十六条第二項及び第三項」とあるのは「第四十六条の二第三項及び第四項」と、第四十一条中「協定建造物又は協定樹木」とあるのは「第四十六条の二第一項第一号に規定する再生協定建造物」と読み替えるものとする。

（景観重要公共施設の整備）

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号ハの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

（道路法の特例）

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ニ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ニ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

（河川法の規定による許可の特例）

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ニ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条に

（景観重要公共施設の整備）

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

（道路法の特例）

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

（河川法の規定による許可の特例）

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条に

において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ニ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ニ(3)の許可の基準(都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園(以下この条において「景観重要都市公園」という。)における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者(同項に規定する公園管理者をいう。))は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ニ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第四号ニ(3)の許可の基準(都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。))が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ニ(3)の許可の基準」とする。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 景観計画に第八条第二項第四号ニ(4)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関す

において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園(以下この条において「景観重要都市公園」という。)における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者(同項に規定する公園管理者をいう。))は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。))が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(3)の許可の基準」とする。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関す

る法律による津波防護施設についての同法第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、同法第二十二條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八條第一項に規定する景観計画に定められた同條第二項第四号ニ(4)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第二十三條第二項中「前條第二項」とあるのは「景観法第五十一條の二の規定により読み替えて適用する前條第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同條第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次條第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二條 景観計画に第八條第二項第四号ニ(5)の許可の基準（海岸法第七條第一項又は第八條第一項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七條第二項及び第八條第二項の規定の適用については、同法第七條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八條第一項に規定する景観計画に定められた同條第二項第四号ニ(5)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八條第二項中「前條第二項」とあるのは「景観法第五十二條第一項の規定により読み替えて適用する前條第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同條第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次條第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八條第二項第四号ニ(5)の許可の基準（海岸法第三十七條の四又は第三十七條の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸

る法律による津波防護施設についての同法第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、同法第二十二條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八條第一項に規定する景観計画に定められた同條第二項第四号ハ(4)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第二十三條第二項中「前條第二項」とあるのは「景観法第五十一條の二の規定により読み替えて適用する前條第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同條第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次條第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二條 景観計画に第八條第二項第四号ハ(5)の許可の基準（海岸法第七條第一項又は第八條第一項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七條第二項及び第八條第二項の規定の適用については、同法第七條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八條第一項に規定する景観計画に定められた同條第二項第四号ハ(5)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八條第二項中「前條第二項」とあるのは「景観法第五十二條第一項の規定により読み替えて適用する前條第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同條第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次條第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八條第二項第四号ハ(5)の許可の基準（海岸法第三十七條の四又は第三十七條の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸

区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号二(5)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号二(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾法についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の第三十一項」とあるのは「若しくは第三条の第三十一項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号二(6)の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例）

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号二(7)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号二(7)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条 市町村は、第八条第二項第四号ホに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指

区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号八(5)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号八(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾法についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の第三十一項」とあるのは「若しくは第三条の第三十一項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号八(6)の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例）

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号八(7)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号八(7)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条 市町村は、第八条第二項第四号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指

定された地域をいう。)内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地(同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。)及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2
2
4 (略)

(農地法の特例)

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備推進法人が指定されたときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、前条第二項の勧告に係る協議が調つたことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。))又は採草放牧地をいう。以下同じ。)につき当該景観整備推進法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 前条第二項の勧告に係る協議が調つたことにより景観整備推進法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃借借については、農地法第十七条本文並びに第十八条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

第六十条 第八条第二項第四号へに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條第四項の規定の適用については、

定された地域をいう。)内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地(同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。)及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2
2
4 (略)

(農地法の特例)

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、前条第二項の勧告に係る協議が調つたことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。))又は採草放牧地をいう。以下同じ。)につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 前条第二項の勧告に係る協議が調つたことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃借借については、農地法第十七条本文並びに第十八条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

第六十条 第八条第二項第四号へに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條第四項の規定の適用については、

これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号への許可の基準」とする。

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画法（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画法施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画法施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第八十五条第一項において「特定都市計画法施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画法施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画法施設が存する場合にあつては当該特定都市計画法施設の管理者を除く。）以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地

これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画法施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画法施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第八十五条第一項において「特定都市計画法施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画法施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画法施設が存する場合にあつては当該特定都市計画法施設の管理者を除く。）以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつて

の所有者の合意を要しない。

一 当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつてゐる土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

2
4

(略)

(景観協定区域からの除外)

第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部若しくは一部について借地権が消滅した場合又は景観協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該景観協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となつてゐた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

2
4

(略)

(景観協定区域からの除外)

第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となつてゐた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十条の二（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。

3・4 (略)

(景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等)
第八十七条 (略)

2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。この場合においては、第八十一条第一項ただし書の規定を準用する。

3・5 (略)

第五章 景観整備推進法人

2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。

3・4 (略)

(景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等)
第八十七条 (略)

2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

3・5 (略)

第五章 景観整備機構

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人又は良好な景観の形成を図ることを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならぬ。

4 (略)

(推進法人の業務)

第九十三条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 景観計画に定められた景観再生事業を行うこと。

四〇八 (略)

(普通財産の活用)

第九十三条の二 推進法人は、第四十六条の二第四項の規定による認可を受けたときは、普通財産の譲渡を受け、又は再生協定の期間内に限り普通財産を使用することができる。この場合において、推進法人は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならぬ。

4 (略)

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

(新設)

(機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、第九十三条第五号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、推進法人が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 （略）

（情報の提供等）

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（市町村による景観行政事務の処理）

第九十八条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により都道府県に代わって景観行政事務を処理する市町村の長は、当該景観行政事務の処理を終了しようとするとき

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 （略）

（情報の提供等）

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（市町村による景観行政事務の処理）

第九十八条 （略）

2 （略）

（新設）

4| きは、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
その長が第二項の規定による協議をした市町村又は前項の規定
による同意をした都道府県は、景観行政事務の処理を開始する日
の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定
めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3| その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務
の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産
省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければ
ならない。

○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（広域的地域活性化基盤整備計画） 第五条（略） 2（略） 10（略）</p> <p>11 市町村は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、拠点施設（当該市町村が作成した都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する特定業務施設等であるものに限る。）に関する事項をその内容に含む広域的・地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができ、この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的・地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。</p> <p>12 前二項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき広域的・地域活性化基盤整備計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした市町村に通知するものとする。この場合において、広域的・地域活性化基盤整備計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>13 14（略）</p> <p>（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務） 第十五条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	<p>（広域的・地域活性化基盤整備計画） 第五条（略） 2（略） 10（略） （新設）</p> <p>11 前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき広域的・地域活性化基盤整備計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした市町村に通知するものとする。この場合において、広域的・地域活性化基盤整備計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>12 13（略）</p> <p>（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務） 第十五条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p>

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ（略）

ロ 認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（二において「株式会社等」という。）を除く。）に対する資金の貸付け

ハ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定建築物等」という。）を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社に対する出資

二 認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら、認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等を除く。）に対する資金の貸付け

ホ・ヘ（略）
ト イからヘまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二・三（略）
二・三（略）
二・三（略）

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ（略）

（新設）

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定建築物等」という。）を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社に対する出資

（新設）

ホ・ニ（略）
ハ・二（略）
ト イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二・三（略）
二・三（略）
二・三（略）

(区分経理)

第十五条の二 民間都市機構は、前条第一項第一号に掲げる業務（同号ロ及びニに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行額の特例等）

第十五条の三 民間都市機構は、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができない。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

(特定居住促進計画)

第二十二条 市町村は、第五条第二項第一号に掲げる事項として第二条第二項第四号に定める拠点施設（以下この条において「特定居住拠点施設」という。）に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区（以下この項において「特定居住重点地区」という。）の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画について第五条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による送付を受けたときは、単独で又は共同して、基

(新設)

(新設)

(特定居住促進計画)

第二十二条 市町村は、第五条第二項第一号に掲げる事項として第二条第二項第四号に定める拠点施設（以下この条において「特定居住拠点施設」という。）に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区（以下この項において「特定居住重点地区」という。）の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画について第五条第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による送付を受けたときは、単独で又は共同して、基

本方針及び当該広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、当該市町村の区域内の特定居住重点地区の区域内において特定居住の促進を図るための計画（以下「特定居住促進計画」という。）を作成することができる。

2
14
（略）

本方針及び当該広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、当該市町村の区域内の特定居住重点地区の区域内において特定居住の促進を図るための計画（以下「特定居住促進計画」という。）を作成することができる。

2
14
（略）

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。 一 次のイからへまでのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 イ（略） ロ 文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地 ハ 文化財保護法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観を構成する土地 ニ 文化財保護法第四百十三條第一項前段又は第二項前段の規定により定められた同法第四百二十二條に規定する伝統的建造物群保存地区内の土地 ホ 文化財保護法第八十二条第二項の規定により指定された建造物の用に供される土地 ヘ 文化財保護法第八十二条第二項の規定により指定された同法第二条第一項第五号に規定する文化的景観を構成する土地 二（略） （住民等による提案） 第十条の二 第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。 一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 イ（略） ロ 文化財保護法第四百四十四條第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地 （新設） （新設） （新設） （新設） 二（略） （新設）</p>

であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかかなものを除く。次項において「借地権」という。）を有する者（次項において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2| 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、主務省令で定めるところにより、行うものとする。

3| 計画提案を受けた市町村は、当該計画提案に基づき歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該計画提案をした者に通知しなければならない。この場合において、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（歴史的風致形成建造物の指定）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高

（歴史的風致形成建造物の指定）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高

い重要無形文化財、登録無形文化財、重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）又は登録無形民俗文化財（同法第九十条の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区（同法百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区をいう。第十七条第一項において同じ。）内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2・3 (略)

(増築等の届出及び勧告等)

第十五条 (略)

2・7 (略)

8 | 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしななければならぬものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

(主務大臣及び主務省令)

第三十八条 (略)

2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号、第七条第一項及び第十条の

い重要無形文化財、登録無形文化財、重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）又は登録無形民俗文化財（同法第九十条の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2・3 (略)

(増築等の届出及び勧告等)

第十五条 (略)

2・7 (略)

(新設)

(主務大臣及び主務省令)

第三十八条 (略)

2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する

二第二項に規定する主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律 (略) 土地区画整理法 (昭和二十九年 法律第百十九号)</p>	<p>法律 (略) 土地区画整理法 (昭和二十九年 法律第百十九号)</p>
<p>事務 (略) この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 (略) 二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務 イ 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第六項（第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	<p>事務 (略) この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 (略) 二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務 イ 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第六項（第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>

<p>(略)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>
<p>法律</p> <p>(略)</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一・二 (略)</p>

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

<p>(略)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>
<p>法律</p> <p>(略)</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一・二 (略)</p>

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

	<p>三 第七十二条第六項及び第七十七条第六項（第三百三十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>三 第七十二条第六項及び第七十七条第六項（第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（換地処分等） 第四十一条 土地整理における換地処分については、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第百三条、第百四条第一項から第三項まで、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項から第三項までの規定を準用する。</p>	<p>（換地処分等） 第四十一条 土地整理における換地処分については、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第百三条、第百四条第一項から第五項まで、第八項及び第九項、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項から第三項までの規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>（緑地協定の締結等）</p> <p>第四十五条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下この項及び第四十九条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の</p>	<p>（緑地協定の締結等）</p> <p>第四十五条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。</p>

管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。以下「土地所有者等」と総称する。）は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合 当該借地権等の目的となつている土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権等の目的となつている土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

2
4 (略)

第四十九条 緑地協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該緑地協定の効力が及ばない者の所有するものの全部若しくは一部について借地権等が消滅した場合又は緑地協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該緑地協定の

2
4 (略)

第四十九条 緑地協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該緑地協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、その借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当

効力が及ばない者が所有するものに限る。)の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合においては、その借地権等の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該緑地協定区域から除かれるものとする。

2 緑地協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十条の二(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第一百三十四条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があつた日が終了した時において当該緑地協定区域から除かれるものとする。

3・4 (略)

第五十一条 (略)
(緑地協定の認可の公告のあつた後緑地協定に加わる手続等)

2 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十七条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面での意思表示をすることによつて、緑地協定に加わることができる。この場合においては、第四十五条第一項ただし書の規定を準用

該緑地協定区域から除かれるものとする。

2 緑地協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第一百三十四条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があつた日が終了した時において当該緑地協定区域から除かれるものとする。

3・4 (略)

第五十一条 (略)
(緑地協定の認可の公告のあつた後緑地協定に加わる手続等)

2 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十七条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面での意思表示をすることによつて、緑地協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定に

する。

3 5 (略)

(市民緑地契約の締結等)
第五十五条 (略)

2 4 (略)

5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号に掲げる事項を定める場合においては、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならない。

一 首都圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。）及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。）内の土地の区域 都府県知事（当該土地が地方自治法第二百五十二条の第九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）

二・三 (略)

6 9 (略)

より仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する（従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてゐる土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

3 5 (略)

(市民緑地契約の締結等)
第五十五条 (略)

2 4 (略)

5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号に掲げる事項を定める場合においては、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならない。

一 首都圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。）及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。）内の土地の区域 都府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）

二・三 (略)

6 9 (略)

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共同住宅区への換地等） 第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により換地を定めないうで共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十条の二の規定により共有となるべきものとして定める土地」とあるのは、「及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第十六条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。</p> <p>4 第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるように定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第百四条第七項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>（義務教育施設用地） 第二十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第百四条第十項の規定は第一項の規定により換地計画に</p>	<p>（共同住宅区への換地等） 第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により換地を定めないうで共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定める土地」とあるのは、「及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第十六条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。</p> <p>4 第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるように定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>（義務教育施設用地） 第二十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第百四条第九項の規定は第一項の規定により換地計画に</p>

において定められた換地について準用する。

(公営住宅等及び医療施設等の用地)

第二十一条 (略)

2 土地区画整理法第百四条第十二項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。

3 (略)

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 (略)

2 前項中土地区画整理法第九十一条第三項及び第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第一項の規定により指定された宅地についての換地に関しては、適用しない。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第七十七条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者が、賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける場合において、当該賃貸住宅（その者が第八十三条において準用する土地区画整理法第百四条第八項の規定又は第九十条第二項の規定により取得する施設住宅の一部で賃貸住宅の用に供されるものを含む。以下この項において同じ。）の規模、構造及び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、その者を同条第一項各号のいずれかに該当する者と、当該施設住宅の一部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸住宅の建設とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該施設住宅の一部等の譲受けの資金について同

において定められた換地について準用する。

(公営住宅等及び医療施設等の用地)

第二十一条 (略)

2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。

3 (略)

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 (略)

2 前項中土地区画整理法第九十一条第四項及び第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第一項の規定により指定された宅地についての換地に関しては、適用しない。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第七十七条 (略)

2 次の各号の一に該当する者が、賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受ける場合において、当該賃貸住宅（その者が第八十三条において準用する土地区画整理法第百四条第七項の規定又は第九十条第二項の規定により取得する施設住宅の一部で賃貸住宅の用に供されるものを含む。以下この項において同じ。）の規模、構造及び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、その者を同条第一項各号の一に該当する者と、当該施設住宅の一部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸住宅の建設とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該施設住宅の一部等の譲受けの資金について同法第二条第一

法第二条第一項の規定により利子補給契約が結ばれたときは、当該賃貸住宅のうち、第八十三条において準用する土地区画整理法第四百四条第八項の規定又は第九十条第二項の規定により取得された施設住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

3 (略)
一・二 (略)

(事務の区分)

第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十条第六項（第一百一条において準用する同法第三十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七條第六項（第一百一条において準用する同法第三十三條第

項の規定により利子補給契約が結ばれたときは、当該賃貸住宅のうち、第八十三条において準用する土地区画整理法第四百四条第七項の規定又は第九十条第二項の規定により取得された施設住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

3 (略)
一・二 (略)

(事務の区分)

第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十条第六項（第一百一条において準用する同法第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七條第六項（第一百一条において準用する同法第三十三條第

三項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施
行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する
住宅街区整備事業に係るものに限る。)

二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施
行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する
住宅街区整備事業に係るものに限る。)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第二節 土地区画整理事業</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>第八条 組合が前条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項に規定する事業を含む。以下「土地区画整理事業」という。）として行う場合には、組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法の規定（第九条第二項、第十一条及び第十二条を除く。）を適用する。この場合において、同法第六条第十項中「わたらないように」とあるのは、「わたらず、農住組合の地区と一致し、かつ、組合員（准組合員を除く。）の有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地及び市街化区域外の土地を含まないように」と読み替えるものとする。</p> <p>255（略）</p> <p style="text-align: center;">（資金）</p> <p>第五十七条 土地区画整理事業を行う組合は、第八条第一項の規定により適用される土地区画整理法第百四条第十二項の規定により取得する保留地の処分により得た金銭を当該土地区画整理事業の施行の費用に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p style="text-align: center;">第二節 土地区画整理事業</p> <p style="text-align: center;">（土地区画整理事業）</p> <p>第八条 組合が前条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項に規定する事業を含む。以下「土地区画整理事業」という。）として行う場合には、組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法の規定（第九条第二項、第十一条及び第十二条を除く。）を適用する。この場合において、同法第六条第九項中「わたらないように」とあるのは、「わたらず、農住組合の地区と一致し、かつ、組合員（准組合員を除く。）の有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地及び市街化区域外の土地を含まないように」と読み替えるものとする。</p> <p>255（略）</p> <p style="text-align: center;">（資金）</p> <p>第五十七条 土地区画整理事業を行う組合は、第八条第一項の規定により適用される土地区画整理法第百四条第十一項の規定により取得する保留地の処分により得た金銭を当該土地区画整理事業の施行の費用に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業界業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（下水道用地） 第二十七条（略） 2・3（略） 4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第百四条第十項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。この場合において、同法第九十五条第七項中「第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、「第三条第四項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。</p> <p>（公益的施設の用地） 第二十八条（略） 2 土地区画整理法第百四条第十二項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、「第三条第四項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（下水道用地） 第二十七条（略） 2・3（略） 4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第百四条第九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。この場合において、同法第九十五条第七項中「第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、「第三条第四項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。</p> <p>（公益的施設の用地） 第二十八条（略） 2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、「第三条第四項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（復興共同住宅区への換地等） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により換地を定めないう復興共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十条の二の規定により共有となるべきものとして定める土地」とあるのは、「及び被災市街地復興特別措置法第十四条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。</p> <p>4 第二項の規定により換地計画において復興共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるように定められた宅地の所有者は、土地区画整理法百三条第四項の規定による公告があった日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法百四条第七項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>（公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用地） 第十七条（略）</p> <p>2 土地区画整理法百四条第十二項及び第八十一条の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。</p>	<p>（復興共同住宅区への換地等） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により換地を定めないう復興共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定める土地」とあるのは、「及び被災市街地復興特別措置法第十四条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。</p> <p>4 第二項の規定により換地計画において復興共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるように定められた宅地の所有者は、土地区画整理法百三条第四項の規定による公告があった日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。土地区画整理法百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>（公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用地） 第十七条（略）</p> <p>2 土地区画整理法百四条第十一項及び第八十一条の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。</p>

3

(略)

3

(略)

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地区画整理事業）</p> <p>第四十六条 計画整備組合が第四十五条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）として行う場合には、計画整備組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法（第十一条及び第十二条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第六条第十項中「わたらないように」とあるのは、「わたらず、防災街区計画整備組合の地区と一致し、かつ、当該防災街区計画整備組合の組合員の有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含まないように」とする。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（第一種市街地再開発事業）</p> <p>第四十七条 計画整備組合が、都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区の区域又は都市再開発法第二条の二第一項第五号に規定する防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域であつて、第四十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業（同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。以下この節において同じ。）として行う場合には、計画整備組合を同法第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業の施行者とみなして、同法（第七条の十七及び第七条の十八を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七</p>	<p>（土地区画整理事業）</p> <p>第四十六条 計画整備組合が第四十五条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）として行う場合には、計画整備組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法（第十一条及び第十二条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第六条第九項中「わたらないように」とあるのは、「わたらず、防災街区計画整備組合の地区と一致し、かつ、当該防災街区計画整備組合の組合員の有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含まないように」とする。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（第一種市街地再開発事業）</p> <p>第四十七条 計画整備組合が、都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区の区域又は都市再開発法第二条の二第一項第四号に規定する防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域であつて、第四十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業（同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。以下この節において同じ。）として行う場合には、計画整備組合を同法第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業の施行者とみなして、同法（第七条の十七及び第七条の十八を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七</p>

条の十四第三号中「わたつており」とあるのは、「わたつており、防災街区計画整備組合の地区と一致しておらず、当該防災街区計画整備組合の組合員の有する所有権若しくは借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含んでおり」とする。

2 4 (略)

(避難経路協定の締結等)

第二百八十九条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二百九十三条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第二百九十三条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、火事又は地震が発生した場合の当該土地の区域における避難上必要な経路（以下この章において「避難経路」という。）の整備又は管

条の十四第三号中「わたつており」とあるのは、「わたつており、防災街区計画整備組合の地区と一致しておらず、当該防災街区計画整備組合の組合員の有する所有権若しくは借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含んでおり」とする。

2 4 (略)

(避難経路協定の締結等)

第二百八十九条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二百九十三条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第二百九十三条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、火事又は地震が発生した場合の当該土地の区域における避難上必要な経路（以下この章において「避難経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下この章において「避難経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

理に関する協定（以下この章において「避難経路協定」という。）を締結することができる。ただし、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一 当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつてゐる土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

2
3
4 （略）

（避難経路協定区域からの除外）

第二百九十三条 避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該避難経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部若しくは一部について借地権が消滅した場合又は避難経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該避難経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に

2
3
4 （略）

（避難経路協定区域からの除外）

第二百九十三条 避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該避難経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

2 避難経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十条の二（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日が終了した時において当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

3・4 （略）

（避難経路協定の認可の公告のあつた後避難経路協定に加わる手続等）

第二百九十五条 （略）

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路協定に加わることができる。この場合においては、第二百八十九条第一項ただし書の規定を準用する。

2 避難経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日が終了した時において当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

3・4 （略）

（避難経路協定の認可の公告のあつた後避難経路協定に加わる手続等）

第二百九十五条 （略）

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地）にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてい

る土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてい

る土地の所有者の合意を要しない。

3
5
(略)

3
5
(略)

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（附則第十五条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例） 第十六条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第百四条第十二項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十二項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第百六条第二項において準用する第百四条第十二項」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例） 第十六条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第百六条第二項において準用する第百四条第十一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十五条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例） 第十九条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第百四条第十二項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十二項」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第十二項において準用する第百四条第十二項」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例） 第十九条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十一項」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第十一項において準用する第百四条第十一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第百四条第十二項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 5（略）</p> <p>（移動等円滑化経路協定の締結等）</p> <p>第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び借地権等（建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）をいう。以下同じ。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者</p>	<p>（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 5（略）</p> <p>（移動等円滑化経路協定の締結等）</p> <p>第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土</p>

(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。以下「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)
当該借地権等の目的となつている土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつている土地がある場合(次号に掲げる場合及び当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)
当該借地権等の目的となつている土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合(当該土地に対応する従前の土地

地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)
において、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

の所有者が当該特定都市計画施設が存する土地を使用している場合を除く。） 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

2・3 (略)

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するもの全部若しくは一部について借地権等が消滅した場合又は移動等円滑化経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十条の二（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）

2・3 (略)

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するもの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）

の公告があつた日が終了した時において当該移動等円滑化経路協
定区域から除外されるものとする。

3・4 (略)

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一
団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障
害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の
区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協
定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利
用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴
い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又
は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協
定」という。）を締結することができる。この場合においては、
第四十一条第一項ただし書の規定を準用する。

2・3 (略)

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す
ることとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除
く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定
受託事務とする。

。の公告があつた日が終了した時において当該移動等円滑化経
路協定区域から除外されるものとする。

3・4 (略)

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一
団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障
害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の
区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協
定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利
用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴
い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又
は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協
定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土
地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定さ
れた土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内
に借地権等の目的となつて土地がある場合（当該借地権等が
地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当
該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）におい
ては、当該借地権等の目的となつて土地の所有者の合意を要
しない。

2・3 (略)

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す
ることとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除
く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案		現行	
<p>（都市再開発法の特例）</p> <p>第二十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略市街地再開発事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の十二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。</p>			
<p>（都市再開発法の特例）</p> <p>第二十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略市街地再開発事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の十二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十条第一項の規定により設立された市街地再開発組合（以下この条において単に「市街地再開発組合」という。）</p>	<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画が定められているとともに、同法第十四条第一項若しくは第二項又は第十四条の二の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られており、かつ、同法第十二条第一項において準用する同法</p>	<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十条第一項の認可</p>	<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十条第一項の認可</p>
<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十条第一項の規定により設立された市街地再開発組合（以下この条において単に「市街地再開発組合」という。）</p>	<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十一条第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三条の規定による参加の機会の付与</p>	<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十一条第一項の認可</p>	<p>（略）</p> <p>都市再開発法第十一条第一項の認可</p>

2 7 (略)	(略)	都市再開発法第五 十條の二第三項に 規定する再開発会 社(第三項第二号 において単に「再 開発会社」という 。)	
	(略)	都市再開発法第五 十條の二第一項の規 準及び事業計画が定 められているとともに 、同法第五十條の四 第一項若しくは第二 項又は第五十條の四 の二の同意を要する 場合にあっては、当 該同意が得られてお り、かつ、同法第五 十條の六において読 み替えて準用する同 法第七條の十二の同 意を要する場合にあ つては、当該同意が 得られている市街地 再開発事業	第七條の十二の同意 又は同法第十三條の 規定による参加の機 会の付与を要する場 合にあっては、当該 同意が得られており 、又は当該参加の機 会が与えられている 市街地再開発事業
	(略)		都市再開発法第五 十條の二第一項の 認可

2 7 (略)	(略)	都市再開発法第五 十條の二第三項に 規定する再開発会 社(第三項第二号 において単に「再 開発会社」という 。)	
	(略)	都市再開発法第五 十條の二第一項の規 準及び事業計画が定 められているとともに 、同法第五十條の四 第一項の同意が得ら れており、かつ、同 法第五十條の六にお いて読み替えて準用 する同法第七條の十 二の同意を要する場 合にあっては、当該 同意が得られている 市街地再開発事業	を要する場合にあつ ては、当該同意が得 られており、又は当 該参加の機会が与え られている市街地再 開発事業
	(略)		都市再開発法第五 十條の二第一項の 認可